

中津市中小企業振興計画

第1期計画



令和6年3月
中津市

目次

はじめに	1
序章 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の進捗管理・効果検証	2
4. 計画の期間と見直しの時期	2
第1章 中小企業の現状と課題	3
1. 中小企業を取り巻く環境	3
2. 市内中小企業の現状	3
3. 課題の整理	10
第2章 基本施策（基本方針の具現化に向けた主要な取組・事業）	21
1. 計画の基本方針と施策	21
2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等	22
第3章 計画の推進について	31
1. 計画の推進体制	31
2. 関係団体の役割	31
3. PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証	33
4. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	33
参考資料	36

はじめに

本市では、中小企業が市内事業所数の99%を占めており、これまで市の経済と雇用を支え、消費機会の提供や税収の増加などをもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉向上の好循環を生み出すなど、魅力と活力ある街づくりの担い手としてなくてはならない存在となっています。

しかしながら、近年、中小企業の経営環境は、少子高齢化による労働人口の減少や若年労働力の市外流出、事業承継問題、デジタル化などの急速な技術革新によるビジネス環境の変化、新型コロナウイルス感染症、また頻発する豪雨や大型台風などの自然災害、急激な物価高騰などにより大きな変化の局面にあります。

こうした中、本市では、地域社会を支える大きな役割を担っている中小企業の振興を市や中小企業支援団体等の各関係機関が、中小企業と相互に連携して推進していくことを明確にし、将来を見据えた持続的な施策を展開していくため、2019年（令和元年）12月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた「中津市中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）」を施行しました。

この条例の実効性を担保し、基本方針に基づき、市内の中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、取組内容と目標値を示した「中津市中小企業振興計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく施策の展開により、市内経済の持続的な発展及び雇用の創出、市内経済の循環によるまちの活性化を促進していきます。

本計画では、条例の基本方針である「経営基盤の強化」「経営拡大及び新分野進出の促進」「創業の促進」「人材の育成確保並びに働き方改革の促進」「地域内の経済循環の創出」「小規模事業者の事業の持続的な発展」の6つを中小企業振興の柱として位置づけました。

また、本計画に基づいて実施する具体的な施策は、実施状況を公表し、より高い効果が発現されるよう、評価・検証を行い施策の見直しを行うことで、活力ある地域づくりを展開していきます。

中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義について

本計画において、「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

【中小企業（者）の範囲】

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

【小規模企業（者）の範囲】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

1. 計画策定の目的

本計画は、条例の基本理念・基本方針に基づき、本市の中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、市や中小企業支援団体、中小企業関係団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学、市民が一体となって、中小企業振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画では、条例第20条第1項の規定に基づき、中小企業の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業の振興は、市政運営の最上位計画である「第5次中津市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び2060年の将来人口目標70,000人の維持等に向け策定された「中津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」に位置付けられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。

また、この計画での中小企業の振興に関する施策の範囲は、商工業を中心とした市内の中小企業や中小企業関連団体を直接の対象とした取組であり、結果として中小企業の振興に繋がるもの（例：観光振興、農林業振興等）は、「中津市観光振興基本計画」など、既存の各種振興計画等との関連性を保ちながら推進していきます。

3. 計画の進捗管理・効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、市内の事業所訪問等により中小企業の実態を把握するとともに、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会として、中小企業支援団体及び関係団体が自主的に設置する中小企業振興円卓会議等も活用し進捗状況の報告や客観的な検証を行い、必要な見直しを行います。

4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、2024（令和6）年度からとし、終了年度については総合計画と合わせ2026（令和8）年度までとします。

第1章 中小企業の現状と課題

1. 中小企業を取り巻く環境

中小企業の経営環境は、少子高齢化による労働人口の減少や若年労働力の市外流出、事業承継問題、デジタル化などの急速な技術革新によるビジネス環境の変化、新型コロナウイルス感染症、また頻発する豪雨や大型台風などの自然災害、急激な物価高騰などにより大きな変化の局面にあります。

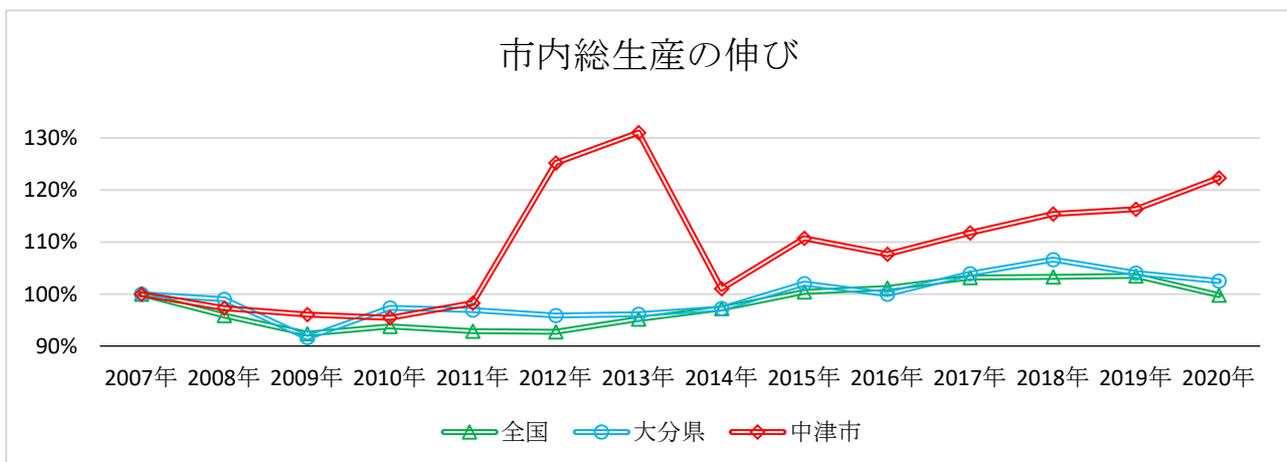
2. 市内中小企業の現状

①市内総生産と市民所得：緩やかな回復基調だが、新型コロナウイルス感染症や急激な物価高騰の影響にも注視が必要

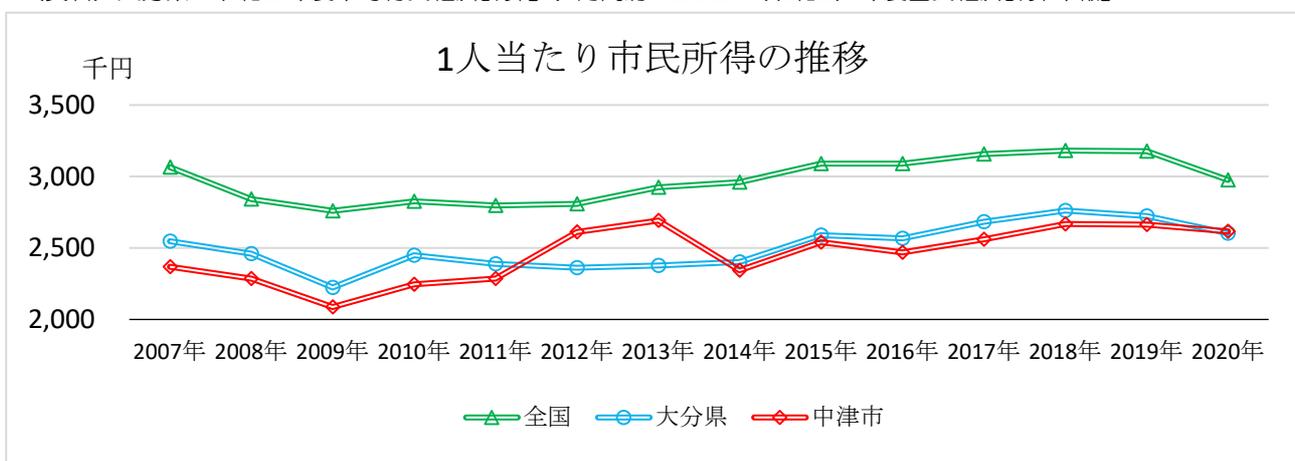
市内総生産は、2007（平成19）年度から2010（平成22）年度にかけて減少傾向にありました。2012（平成24）年度及び2013（平成25）年度は自動車関連産業を含む製造業の影響により急激に増加しましたが、2014（平成26）年度以降は一旦落ち着き、その後は緩やかに回復しています。特に製造業の伸びが市内総生産に大きな影響を与えることとなっています。令和2年度市内総生産はおよそ3,497億円、4年連続プラスとなりました。

また、1人当たりの市民所得は2006（平成18）年度以降は減少傾向にありました。2010（平成22）年度以降は増加傾向にありますが、大分県平均と比較すると、差は減少傾向にあるものの全国平均と比較すると依然として低い水準で推移しています。

2020（令和2年）1月以降の新型コロナウイルス感染症や急激な物価高騰の影響については、引き続き注視が必要です。



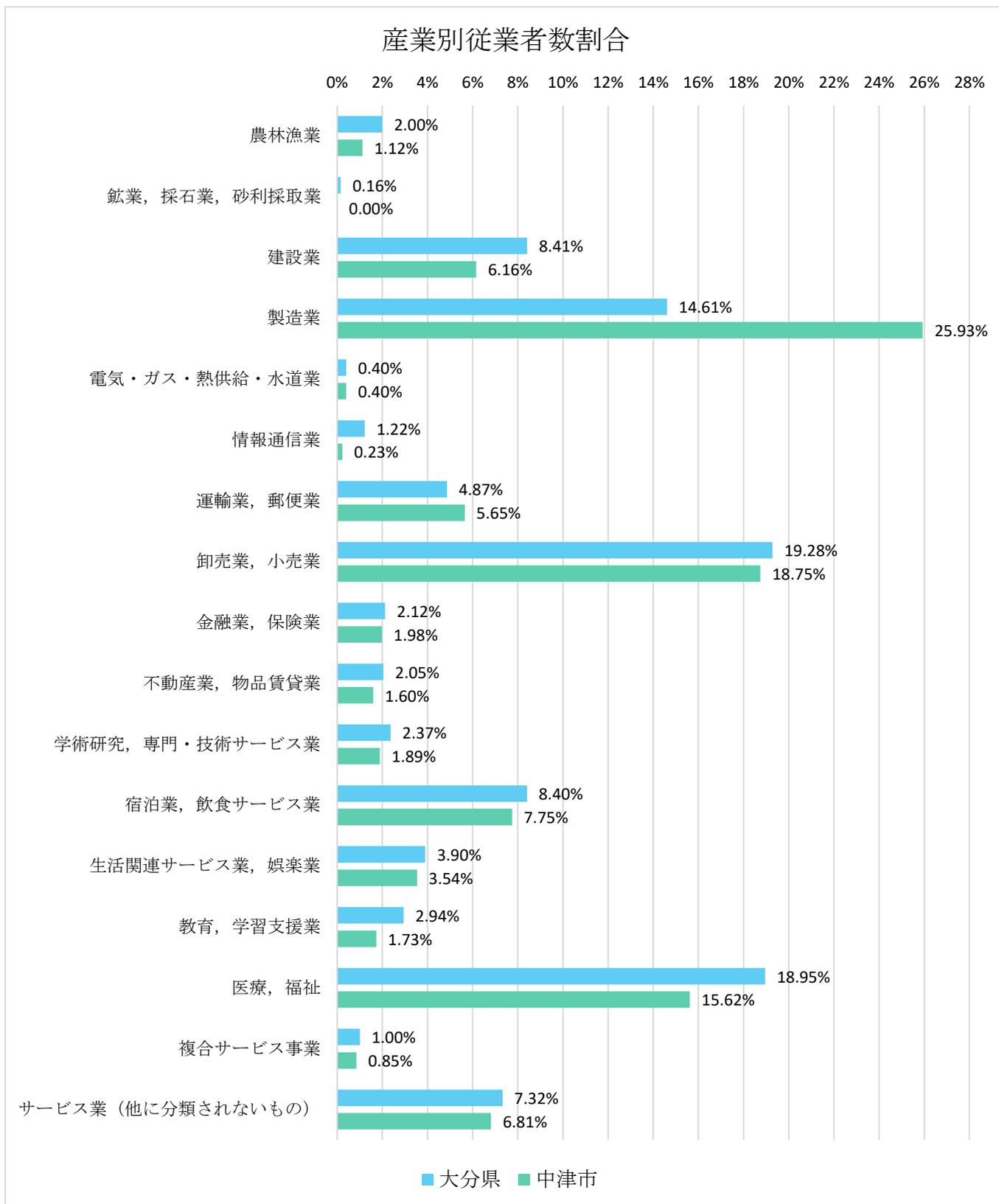
（資料）大分県「令和2年度市町村民経済計算」、内閣府「2020（令和2）年度国民経済計算年報」



（資料）大分県「令和2年度県民経済計算」、「令和2年度市町村民経済計算」

④産業別従業者割合：製造業従事者の割合が非常に高い

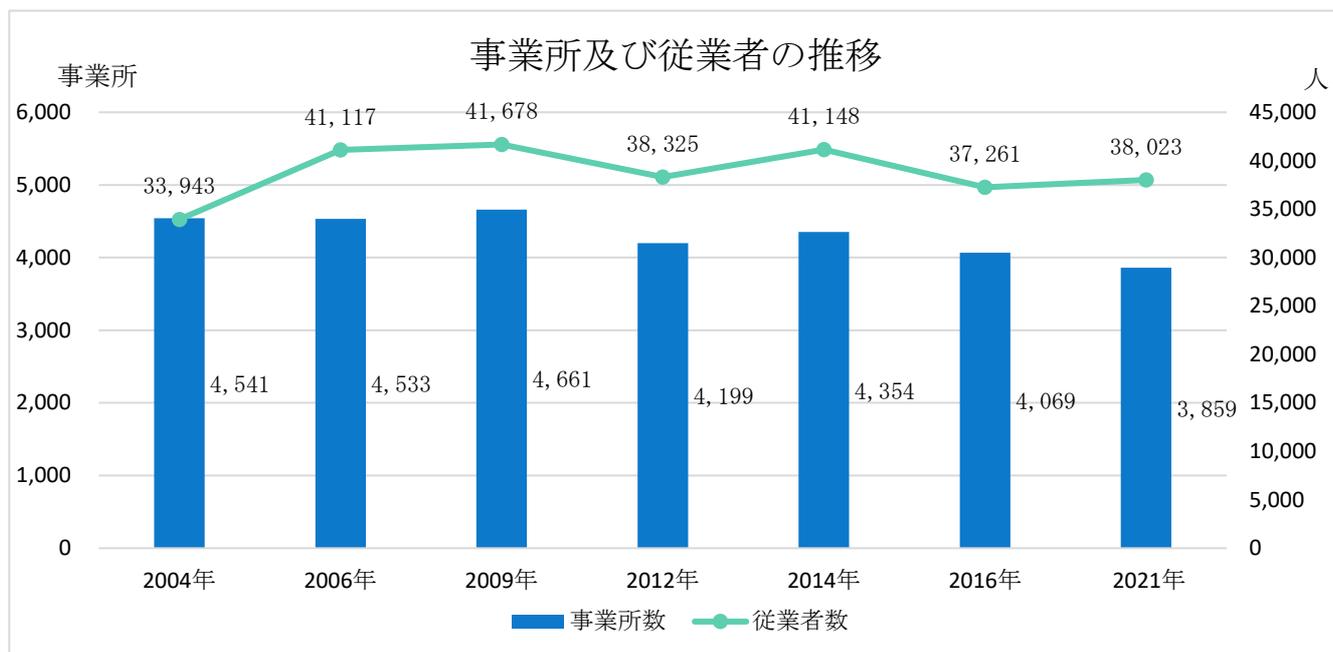
日本標準産業分類の大分類別でみると、市内では製造業（25.93%）や卸売業・小売業（18.75%）、医療・福祉（15.62%）の順に割合が高くなっています。また、大分県との比較では、製造業の割合の差が大きくなっています。



(資料) 経済センサス活動調査2021 (令和3)年 大分県主要指標

⑤事業所・従業者数：中・大規模の事業所が増加傾向

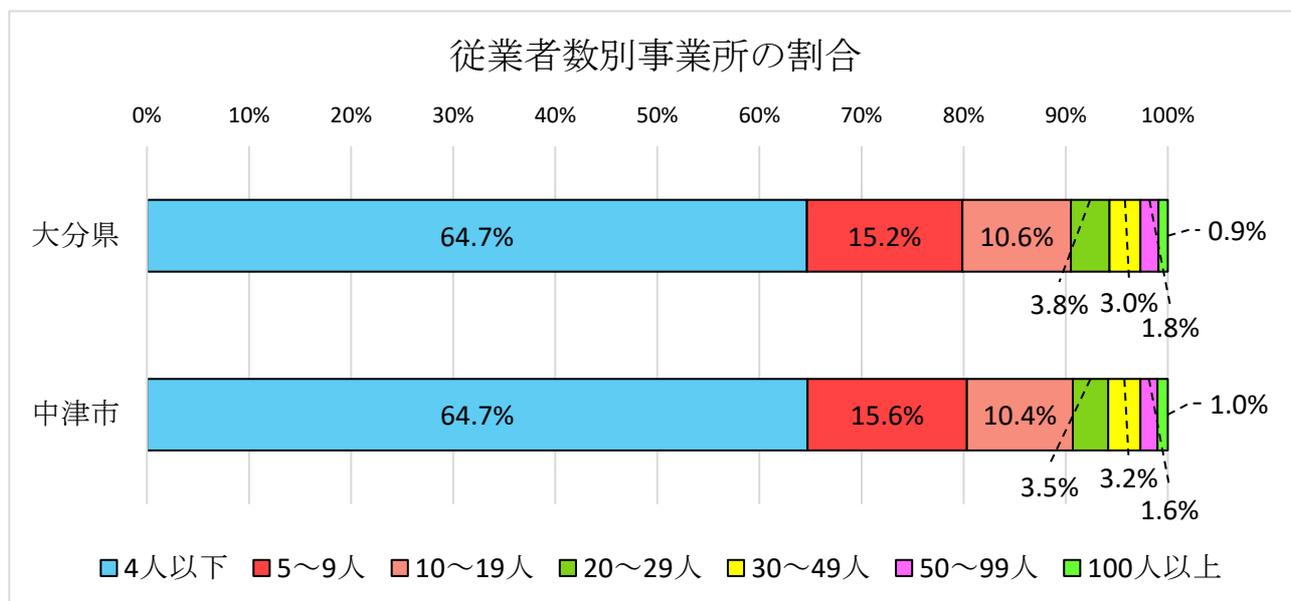
近年、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。2016(平成28)年と2021(令和3)年の比較では、事業所数は約5%減っていますが従業者数では約2%増えています。



(資料) 中津市勢要覧

⑥従業者別の事業所割合：小規模な事業者の割合が高い

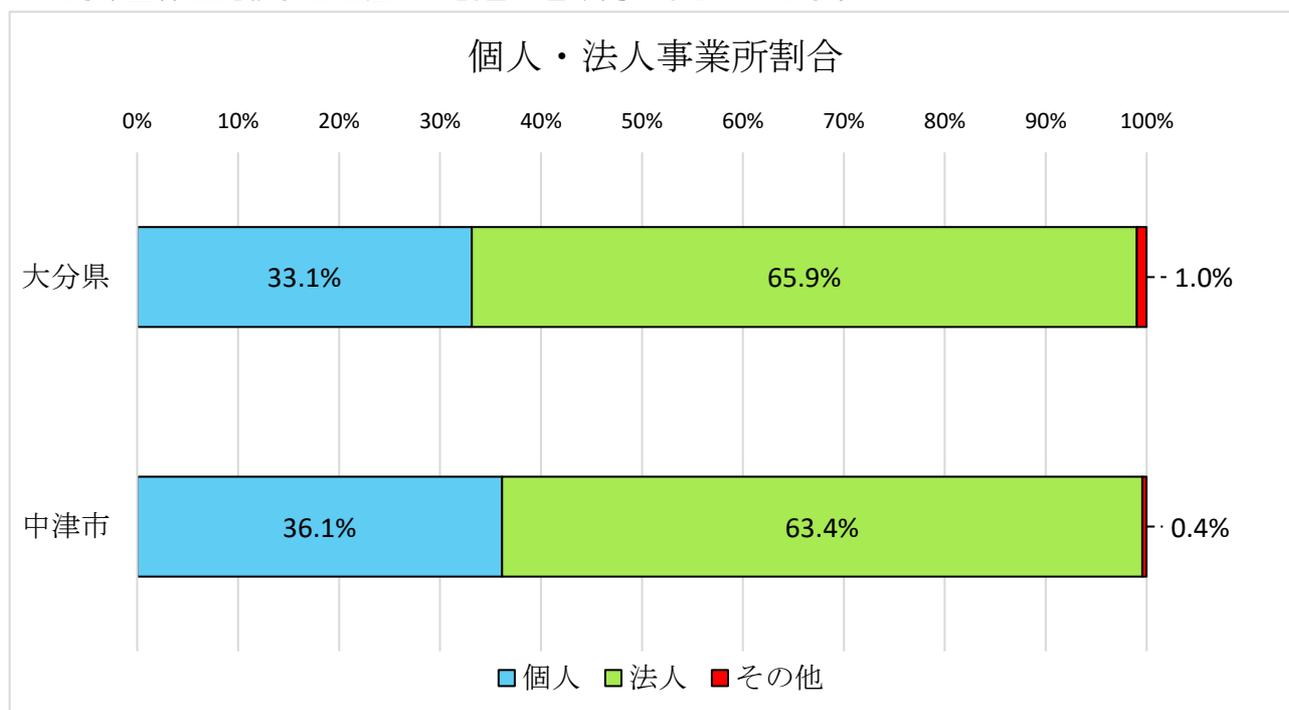
市内の従業者数5人未満の事業所は64.7%、20人未満の事業所までを含むと90.7%です。なお、大分県全体でもほぼ同様の割合となっており、小規模な事業者の割合が高くなっています。



(資料) 経済センサス活動調査2021(令和3)年

⑦個人・法人別事業所割合：個人事業者の割合が県全体よりも若干高い

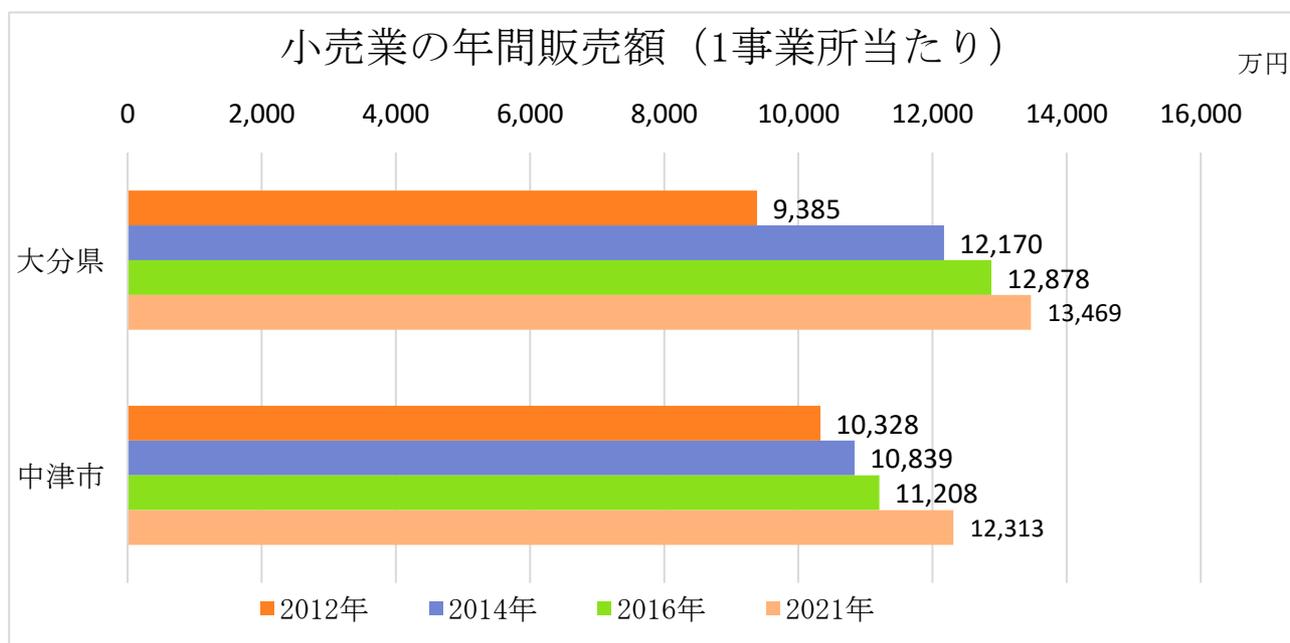
大分県全体と比較すると個人の割合が若干高くなっています。



(資料) 経済センサス活動調査2021 (令和3) 年

⑧小売業の年間販売額：年間販売額が小さな事業者が多い

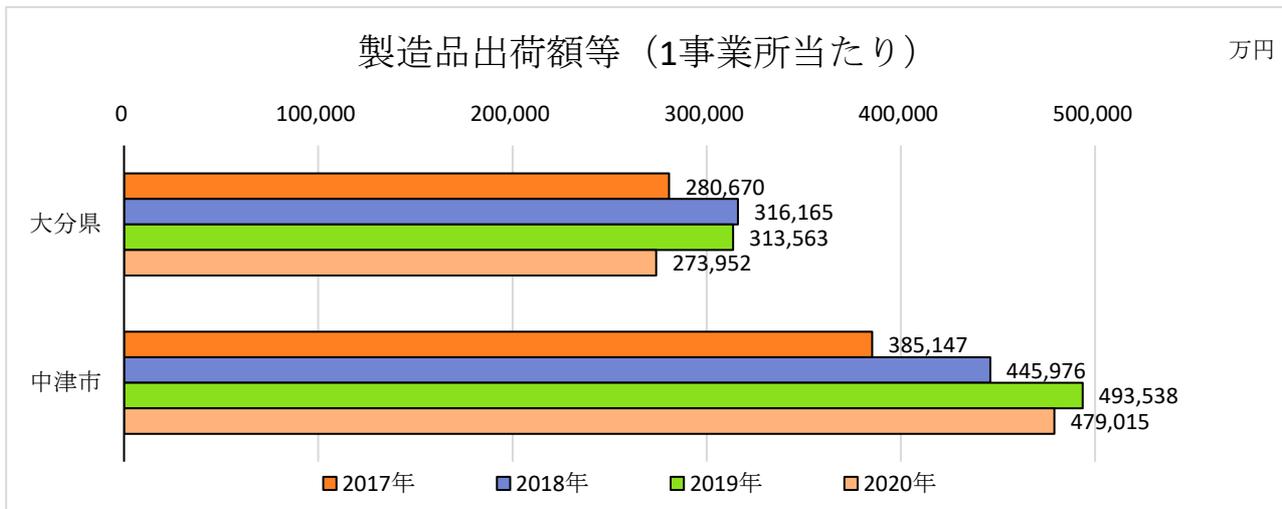
1事業所当たりの販売額は増加しているものの、大分県全体と比較すると、年間販売額の小さな事業者が多くなっています。



(資料) 経済センサス活動調査2012・2016・2021 (平成24・28・令和3) 年
商業統計調査2014 (平成26) 年

⑨製造品出荷額：自動車関連産業など出荷額が大きな事業所が多い

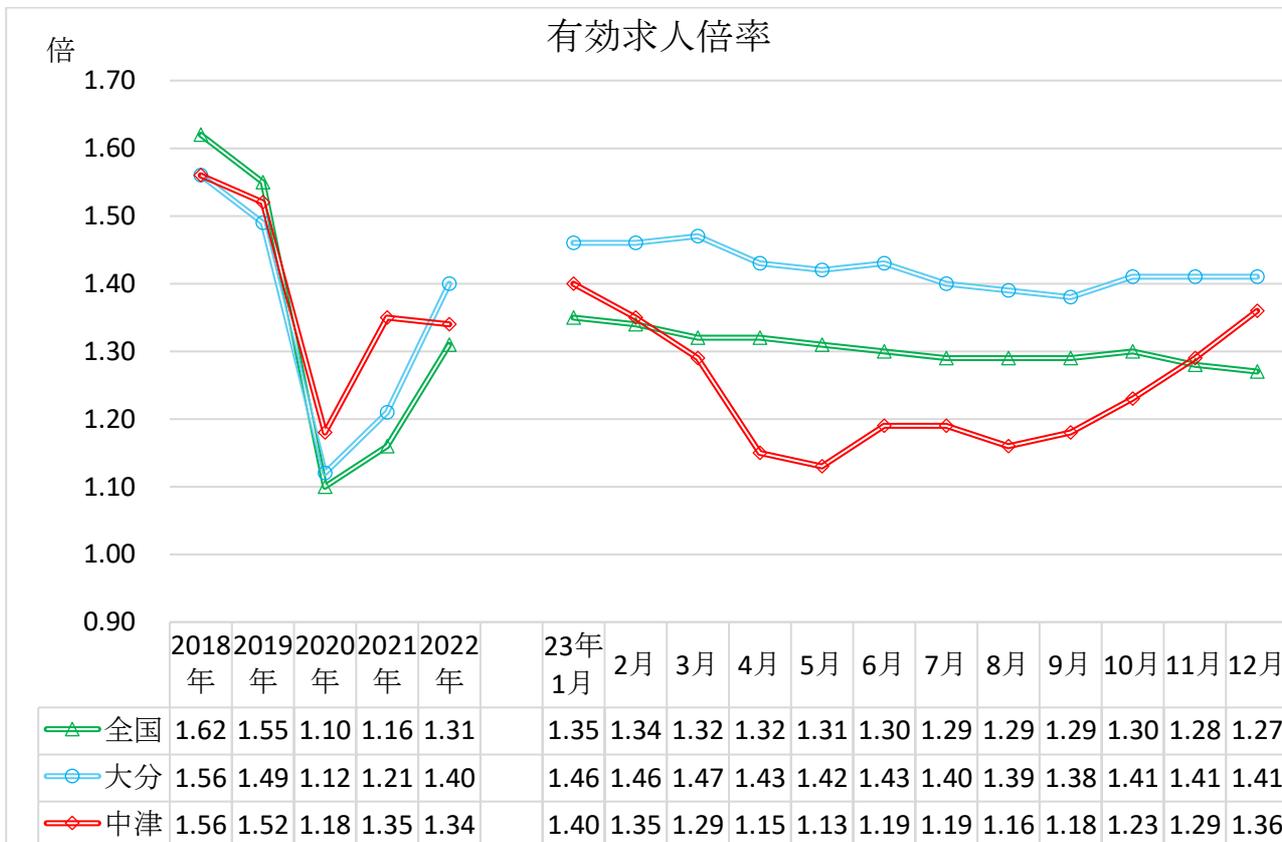
1事業所当たりの製造品出荷額は年々増加しており、大分県全体と比較すると、製造品出荷額の大きな事業所が多い。これは、特に自動車関連産業（輸送機器等）の中・大規模な事業所が押し上げていることが要因と考えられます。



（資料）工業統計調査

⑩有効求人倍率：1倍以上の有効求人倍率で推移しており、職探しがしやすい

近年大分県内のハローワーク各管内別の中で高い倍率で推移していたが、令和4年8月を境に全国や大分県と比較すると同程度か少し低い倍率で推移し、令和5年も同程度か低い倍率で推移。しかしながら、7年以上にわたり1倍以上で推移しており、依然として職探しがしやすい状況にあります。

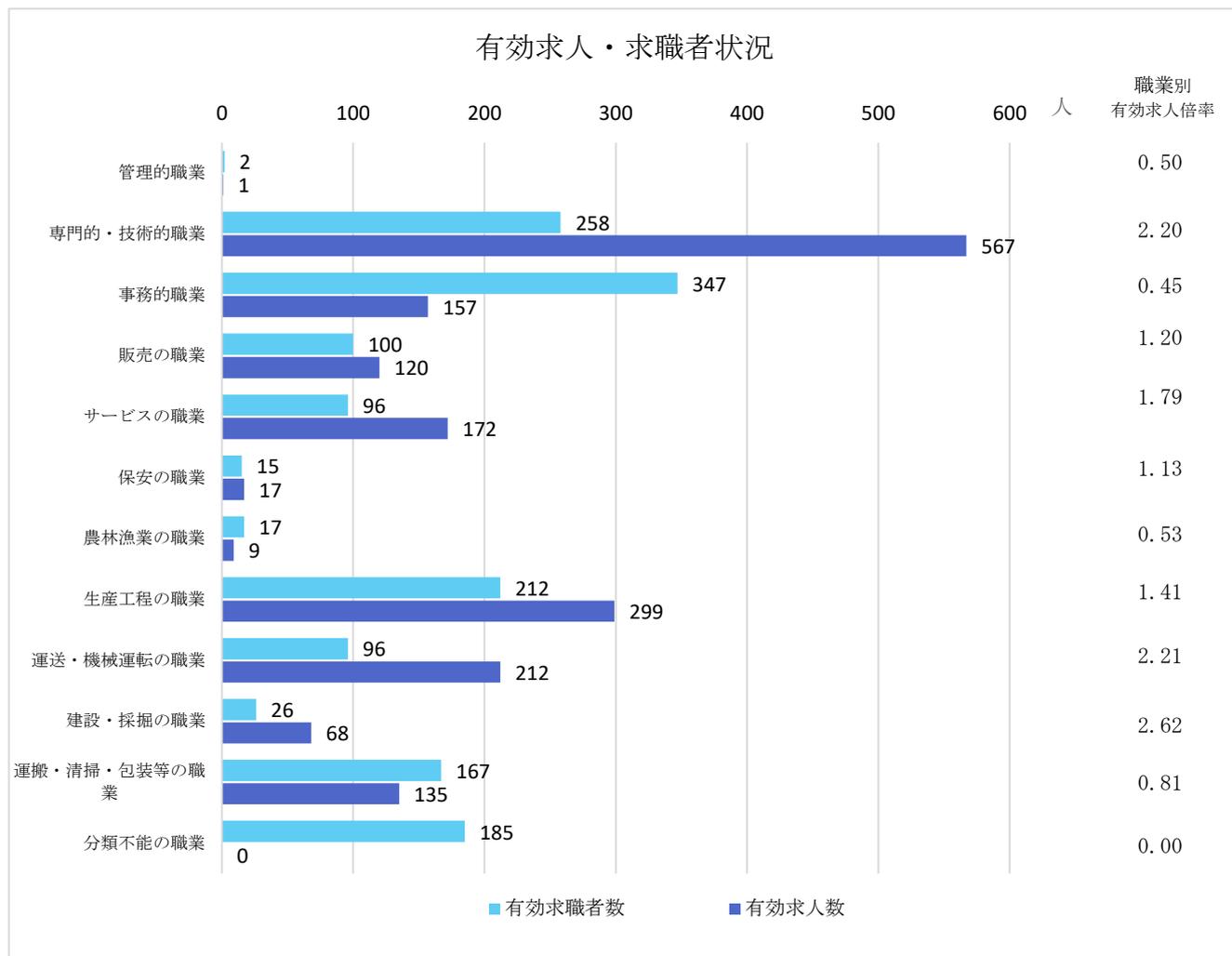


（資料）大分県の雇用情勢

※ 有効求人倍率とは、公共職業安定所で取り扱う有効求職者数に対する有効求人数の割合で、1人の求職者に対してどれだけの求人があるかを示す指標です。

⑪有効求人・求職者状況：求人と求職者の求める職業にミスマッチが生じている

中津公共職業安定所管内の2023（令和5）年10月の有効求人倍率の状況は、建設・採掘、運送・機械運転、専門的・技術的職業については求人数に対して求職者数が少ないことが原因で倍率が高くなっている状況です。求職者は管理的職業や事務的職業を求めているのに対し、ミスマッチが生じている状況です。



(資料) 中津職業安定所提供資料2023（令和5）年10月

3. 課題の整理

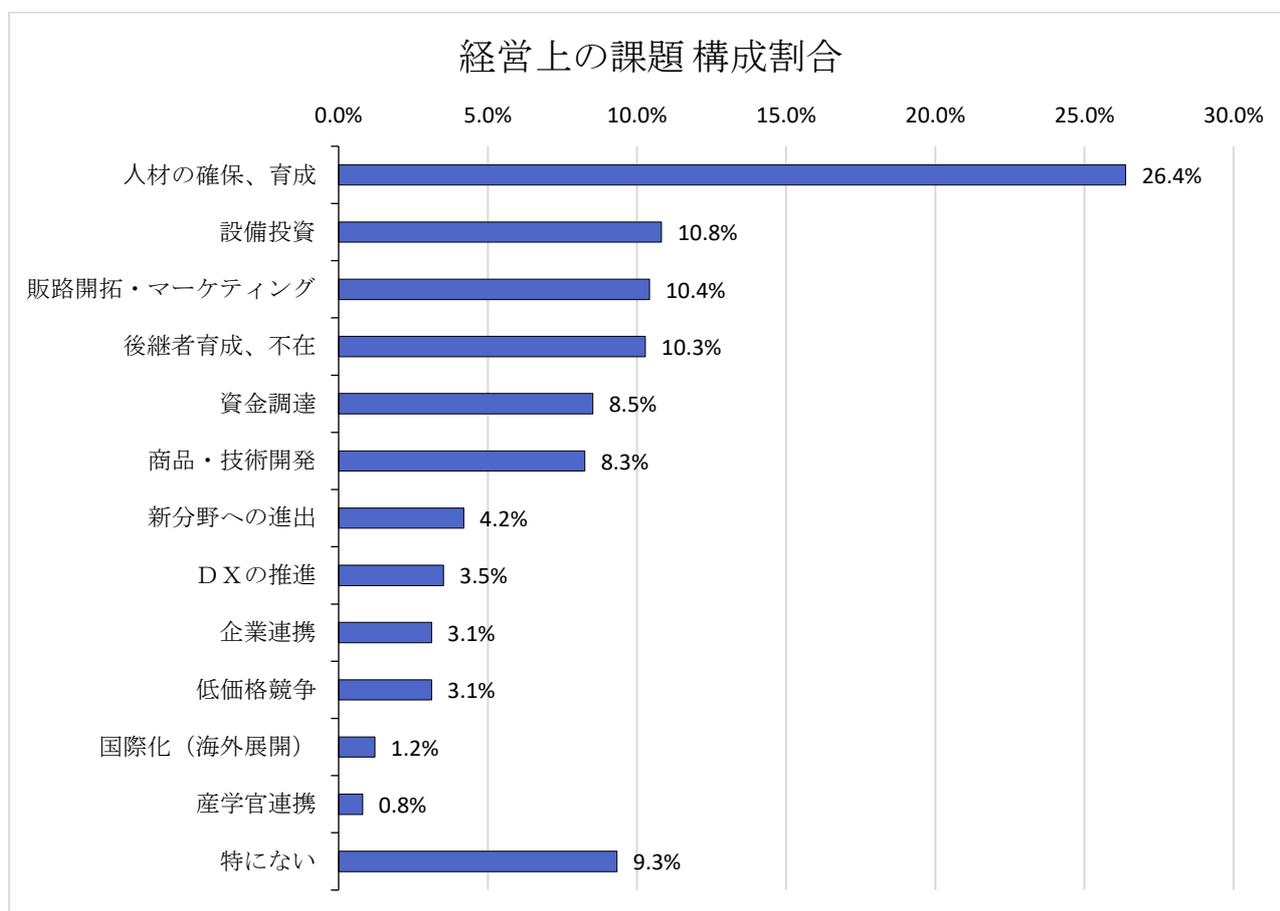
国や県の統計データや「中津市企業アンケート（＊）」結果（2022（令和4）年7月～8月実施）などの意見を参考に、本市の中小企業を取り巻く現状・課題を整理し、それらの課題に対応する施策の考え方を示します。

＊中津市では、市内企業の経営状況や課題を把握するとともに、市が行う中小企業支援施策に関する意見等を聴取することにより、実効的な商工振興施策を実施するため、隔年で市内に事業所を有する企業や団体約1,000社に対するアンケート調査を行っています。

①経営基盤の強化

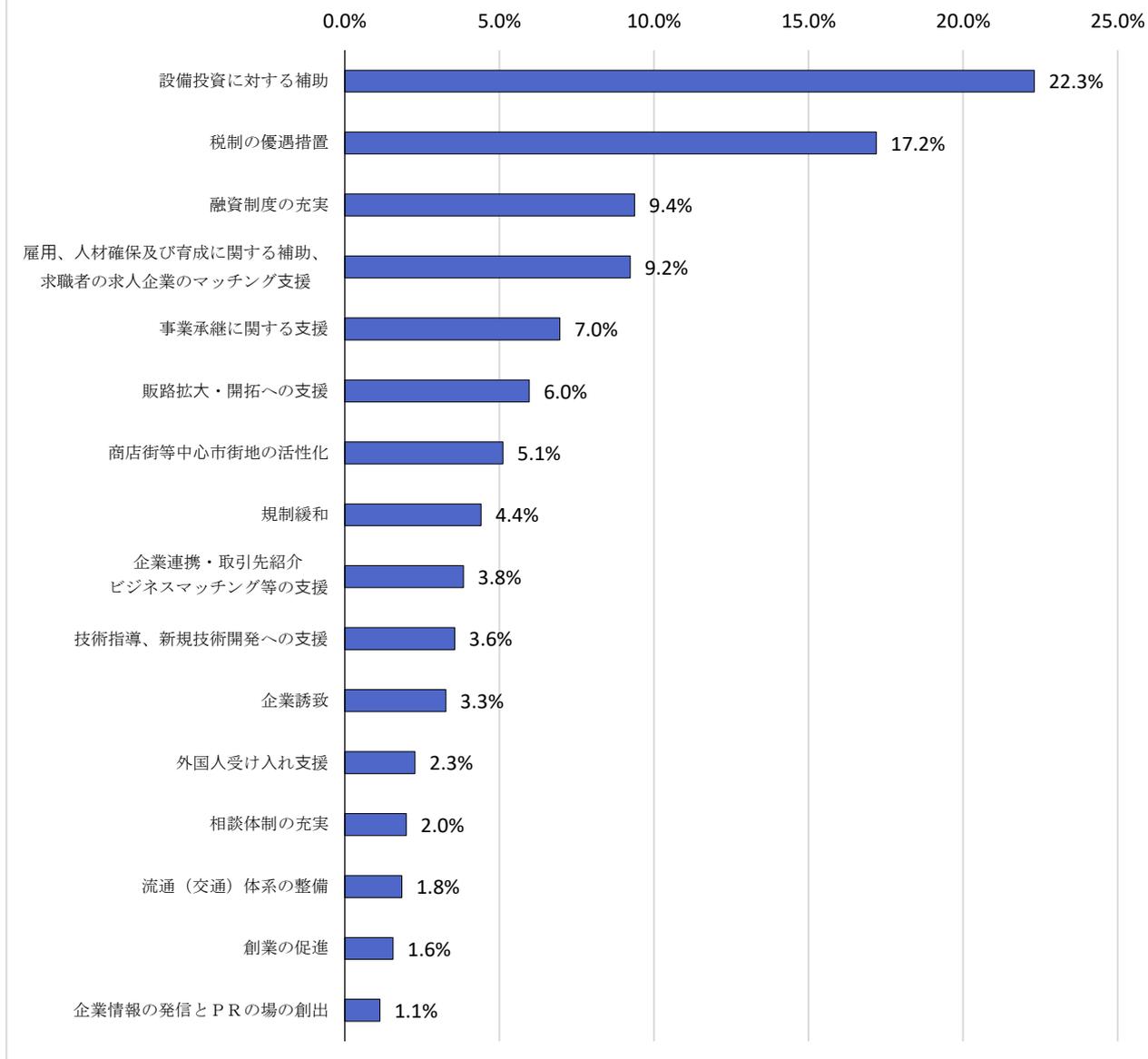
「中津市企業アンケート」の結果では、業種全般を通じて人手不足の社会環境を背景に「人材の確保・育成」が経営上の課題や問題点と考えている企業が多いことが分かりました。また「設備投資」、「販路開拓」、「後継者育成」も大きな課題となっており、その課題に対する行政施策を希望しています。

こうした課題を克服し現状から脱却していくには、具体的な経営計画を策定し、計画を確実に実行管理していくことが必要です。



（資料）中津市企業アンケート2022（令和4）年度実施

必要な行政施策 構成割合



（資料）中津市企業アンケート2022（令和4）年度実施

②円滑な事業承継

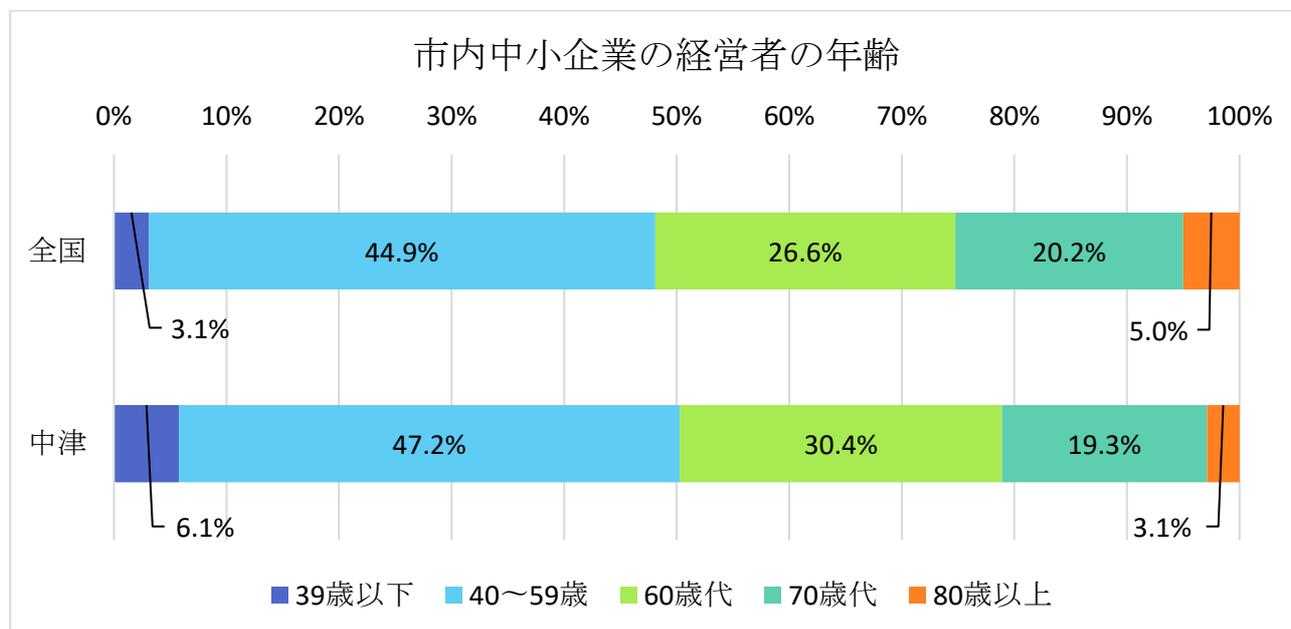
「中津市企業アンケート」（2022（令和4）年7月～8月実施）の結果によると、市内企業の経営者の年齢は、40～59歳の比率が47.2%と最も高く、全国平均（㈱帝国データバンク調査）と比較すると大きな割合の変化は見られないものの、全国平均に比べると60歳未満の若い経営者の割合がやや高くなっています。

また、回答のあった市内事業所のうち、事業承継を予定している事業所の比率は約半数（48.6%）となっていますが、未定（38.7%）の割合も高い状況にあります。業種別の承継予定の割合では、製造業（63.5%）や建設業（57.9%）などが高く、サービス業（33.6%）がやや低くなっています。

事業承継の方法としては、家族内の承継、役員・従業員による承継、第三者（M&A）による承継の3つがあります。家族内の承継や役員・従業員による承継については、円滑な資金調達のための融資や承継スケジュール等の作成が必要であり、取引先の金融機関と一体となった支援体制の整備が求められています。

また、第三者による承継については、売買情報の収集と提供が必要となりますが、いずれにしても事業承継は非常にデリケートな問題であるため、思うように進まないのが現状です。

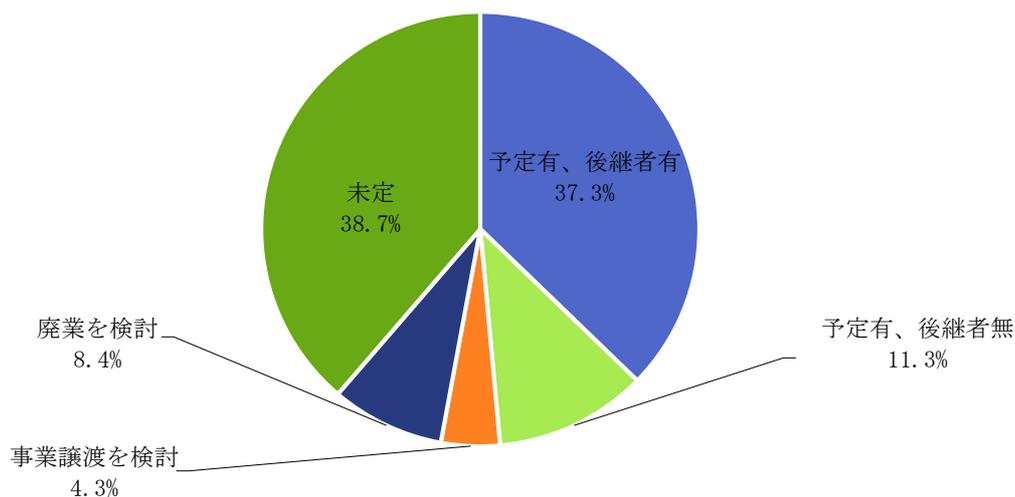
経営者の年齢別で見た承継予定のある割合は、59歳以下では低く（39歳以下 15.0%、40～59歳 42.5%）、60歳代になると62.0%と急激に高くなります。中小企業庁委託の「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」（2012（平成24）年11月、㈱野村総合研究所）によると、事業承継のタイミングとして「ちょうど良い時期だった」と回答する現経営者の承継時の平均年齢は43.7歳であり、スムーズな事業承継を行うには、まずは、経営者が事業承継は重要な経営課題であると早くから認識し、計画的な準備を進めていく必要があります。



（資料）中津市：「中津市企業アンケート」2022（令和4）年度実施

全 国：㈱帝国データバンク調査「2022（令和4）年全国社長年齢分析」

経営引き継ぎの考え



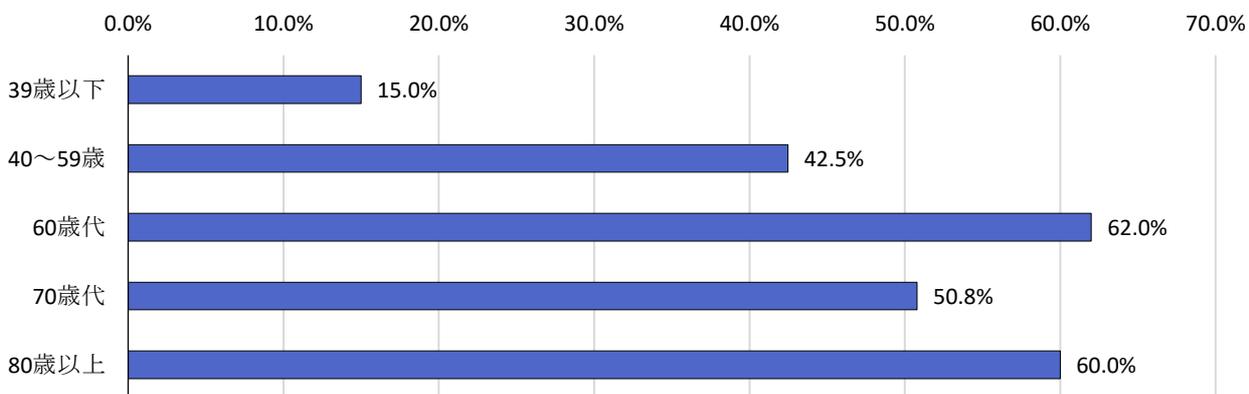
(資料) 中津市：「中津市企業アンケート」2022（令和4）年度実施

承継予定有割合



(資料) 中津市：「中津市企業アンケート」2022（令和4）年度実施

市内中小企業の経営者の年齢別で見た事業承継予定のある割合

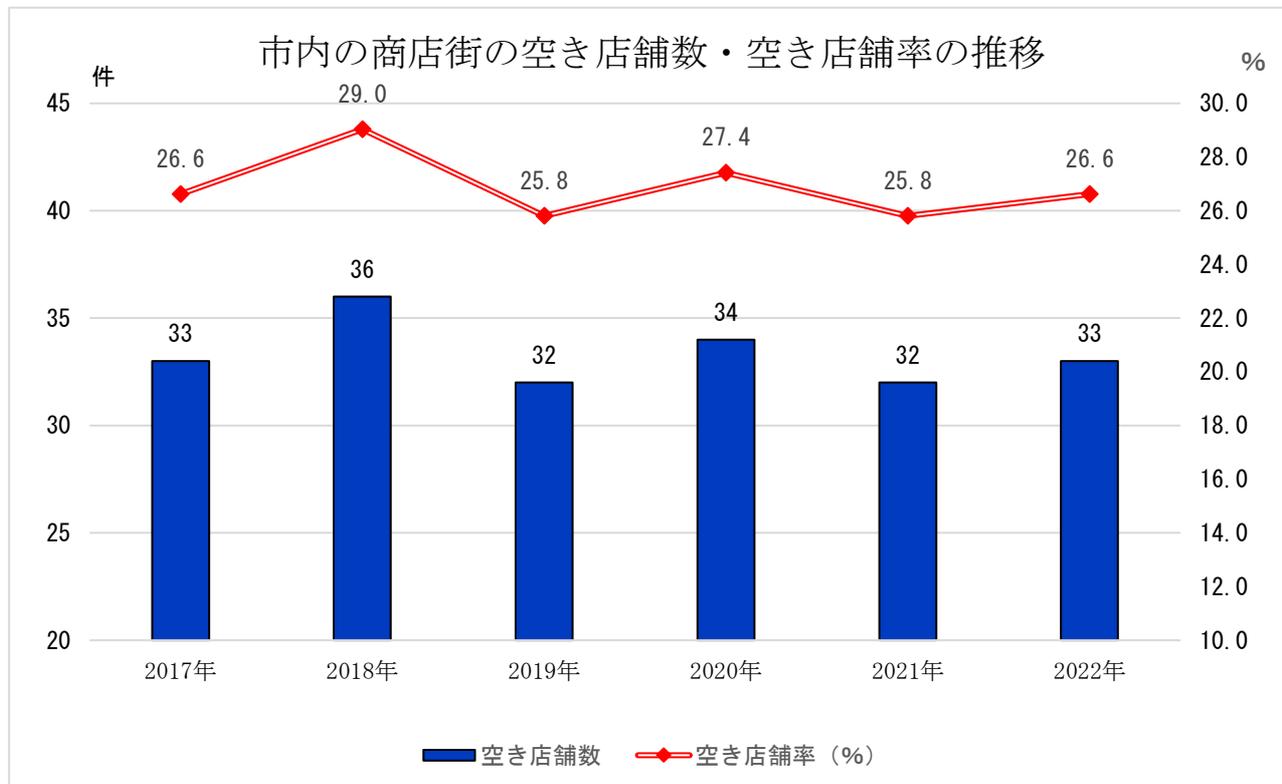


(資料) 中津市：「中津市企業アンケート」2022（令和4）年度実施

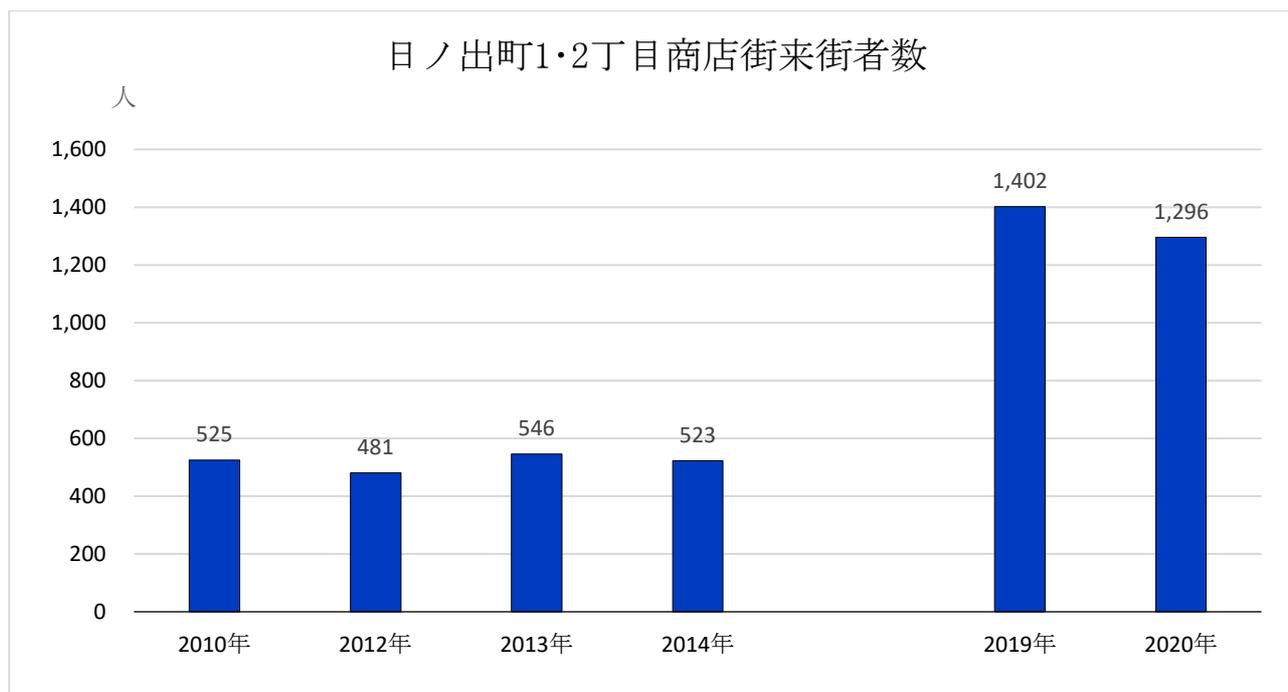
③中心市街地商店街の活性化

市内総生産に占める割合の高い3次産業（商業・サービス業等（※1））が集積する商店街ですが、郊外型の大型商業施設の進出等により空き店舗が目立つようになってきました。人口減少により地域内市場は縮小しており、市民の地域商店の利用や空き店舗の活用等による地域内の経済循環の創出が強く求められています。

（※1）2020（令和2）年度中津市の総生産：第1次産業計38億円（1.1%）、第2次産業計1,333億円（38.1%）、第3次産業計2,109億円（60.3%）



（資料）市商業・ブランド推進課定期調査



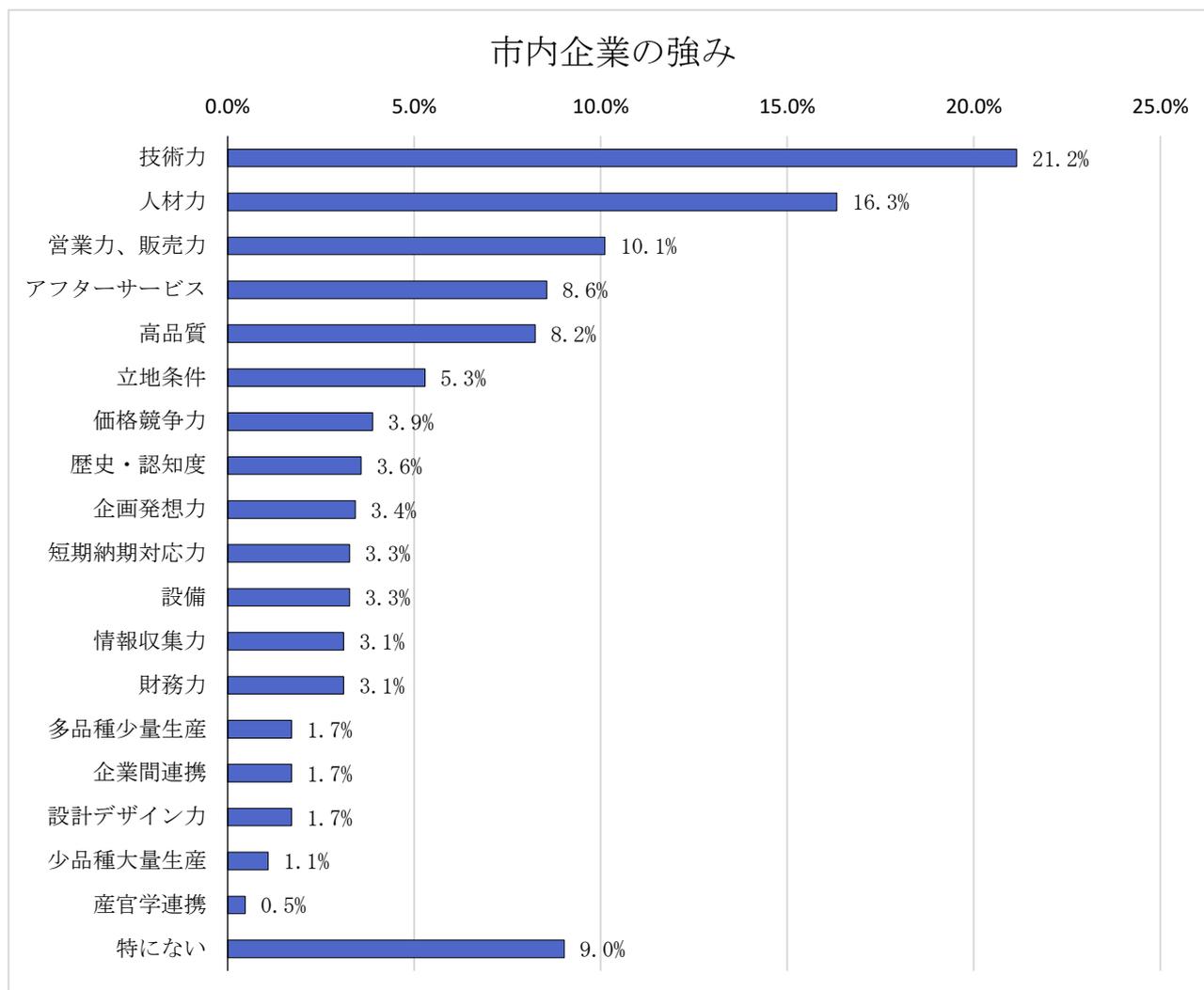
（資料）市商業・ブランド推進課調査

※ 商店街等でイベントが行われていない通常期の休日（土・日）15～18時の調査

④付加価値の高い商品・サービスづくり

「中津市企業アンケート」では、「技術力」や「人材力」、「営業力・販売力」などを強みとしている企業が多いことが分かりました。

中小企業が発展を遂げていくには、こうした企業の強みを生かした、付加価値の高い商品・サービスづくりに、意欲を持って創意工夫を重ね取り組んでいくことが求められています。人口減少に伴う国内市場の収縮や経済のグローバル化が進む中、技術力、人材力を維持しながら中小企業の自主的な努力を尊重した、競争力のある商品・サービスの開発に対する支援が必要となっています。

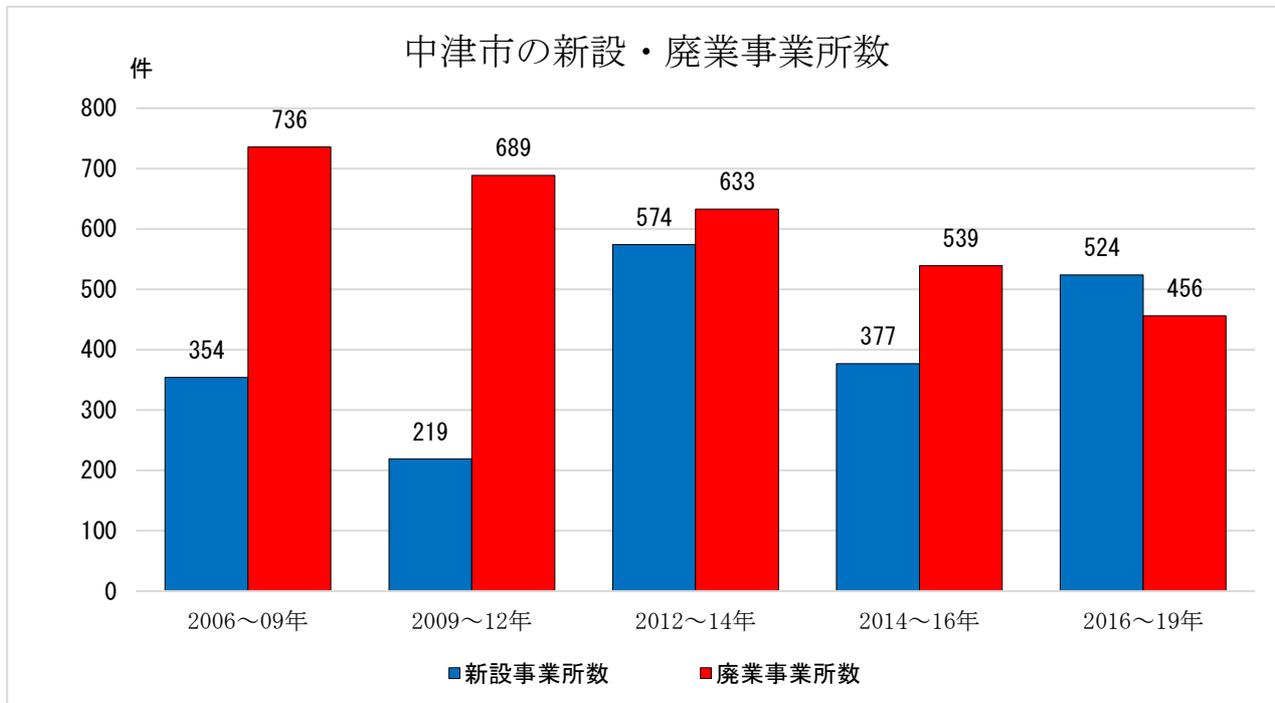


(資料) 中津市：「中津市企業アンケート」2022（令和4）年度実施

⑤創業の促進

総務省の「経済センサス基礎調査」及び「経済センサス活動調査」によると、本市の新設事業所数は、2012～14（平成24～平成26）年が574事業所、2014～16（平成26～平成28）年の377事業所、2016～19（平成28～令和元）年の524事業所と、2006～2012（平成18～24）年と比較すると高い数値で推移しています。

2016～19（平成28～令和元）年は新設事業所数が廃業事業所数を上回りましたが、廃業事業所数も依然として多いのが現状です。地域経済の活性化のためには、創業の促進とともに、事業承継や経営改善など既存企業の存続に対する相談や支援に取り組むことが必要です。



（資料）総務省「2009（平成21）年経済センサス 基礎調査」「2012（平成24）年経済センサス 活動調査」「2014（平成26）年経済センサス 基礎調査」「2016（平成28）年経済センサス 活動調査」「2019（令和元）年経済センサス 基礎調査」

⑥人材の確保

総務省「人口基本台帳人口移動報告」によると、2022（令和4）年の本市の転入超過数（※1）705人と人口増加となっています。男女別でみると、男性は655人の増加、女性は50人の増加となっています。特に、15～19歳は-56人と、高校卒業後の進学や就職等による転出が多くみられます。一方で、20歳代及び30歳代以上では転入が多くなっていますが、その理由としては、外国人の転入が多く総数に影響しており、日本人でみると、若い世代が転出し、減少傾向となっております。

また、中津公共職業安定所（ハローワーク中津）管内の2023（令和5）年3月高等学校卒業予定者の就職紹介状況は、管内高校卒業者799人の約26%が就職を希望し、その就職希望者の約38%が管内での就職が内定しており、結果的に高等学校卒業者で中津管内に残っているのは卒業予定者全体の約1割、78人という現状です。

こうした若年者が市外で就職する原因の一つとしては、都市圏との賃金格差が考えられます。

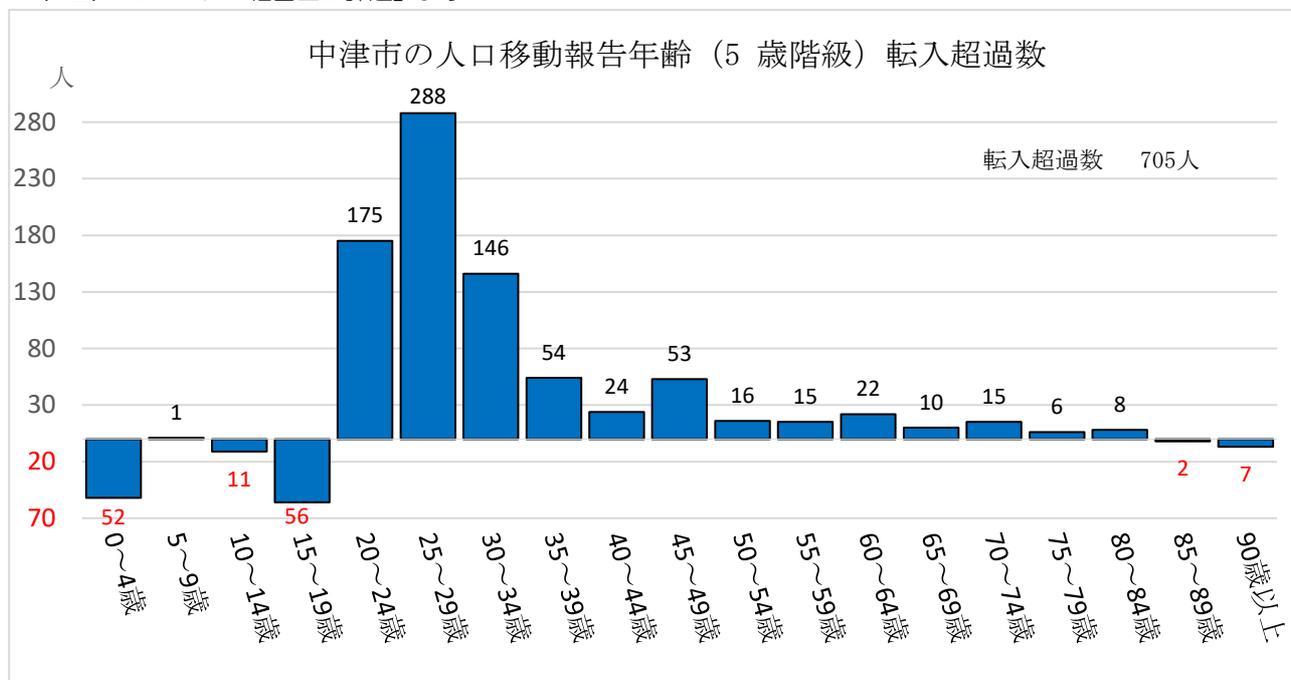
2022（令和4）年度の中津管内の新規学卒者の基本給は、高校卒が185,000円、短大卒が188,000円、大学卒が198,000円となっています。高卒については、大分県・福岡県・全国よりも高い水準となっており、短大卒は大分県の水準とほぼ同程度ではありますが、福岡県や全国と比較すると、5千円～9千円程度初任給が低いのが現状です。大学卒については、いずれも他より低い水準となっております。

一方、「中津市企業アンケート」によると、経営上の課題（※2）として人材の確保・育成を挙げている企業が多く、調査企業の約半数が、人員が不足していると答えています。令和2年度の調査から9.5ポイント増となっており、人材不足感が強くなっています。

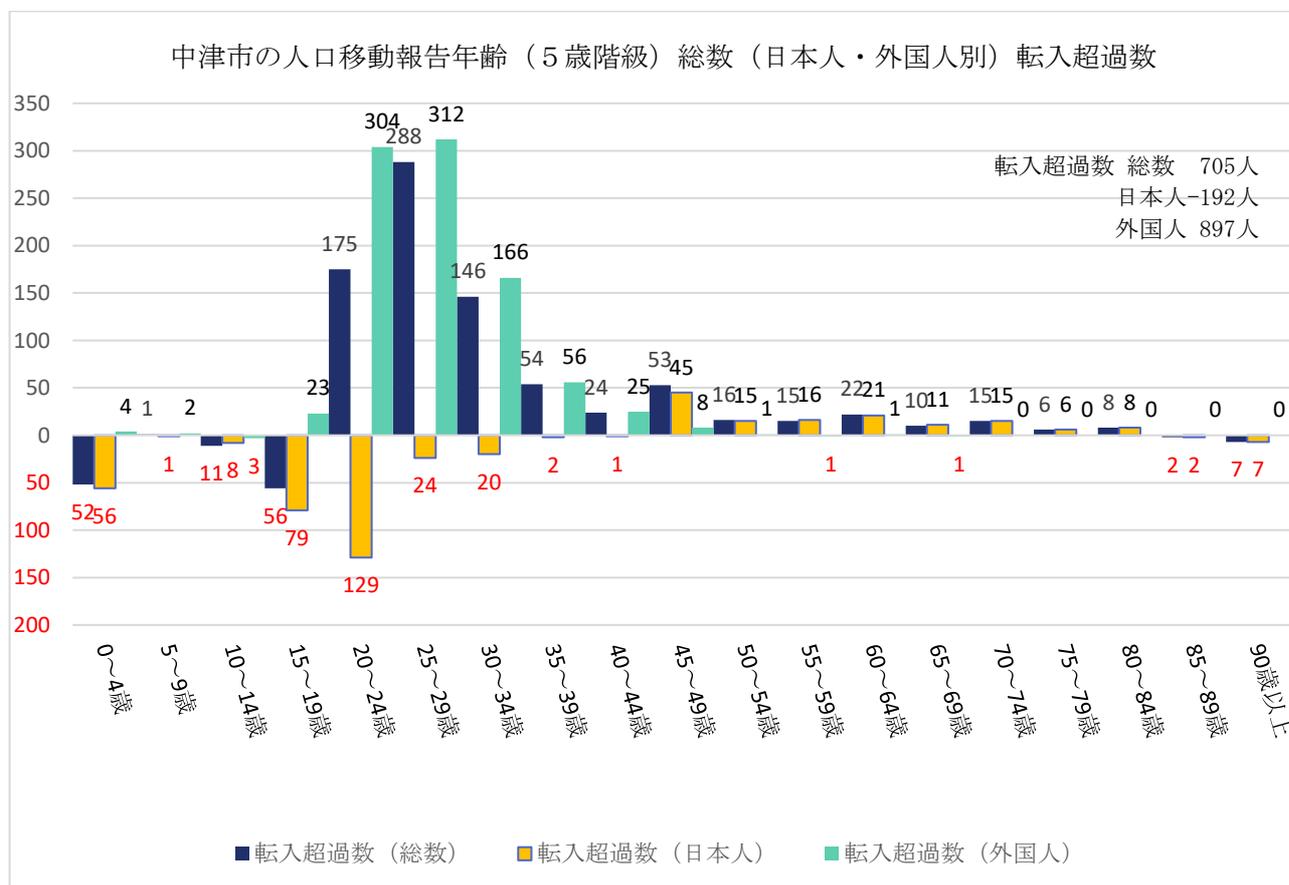
人口減少を抑制し、中小企業が持続的な発展を遂げていくには、若年者が安心して働くことのできる雇用の場の確保が不可欠であり、そのためには、地域資源を活用した企業誘致による新たな雇用の場の創出と、地場の中小企業との取引拡大の推進も重要となっています。

（※1）転入超過数 転入者数から転出者数を差し引いた数

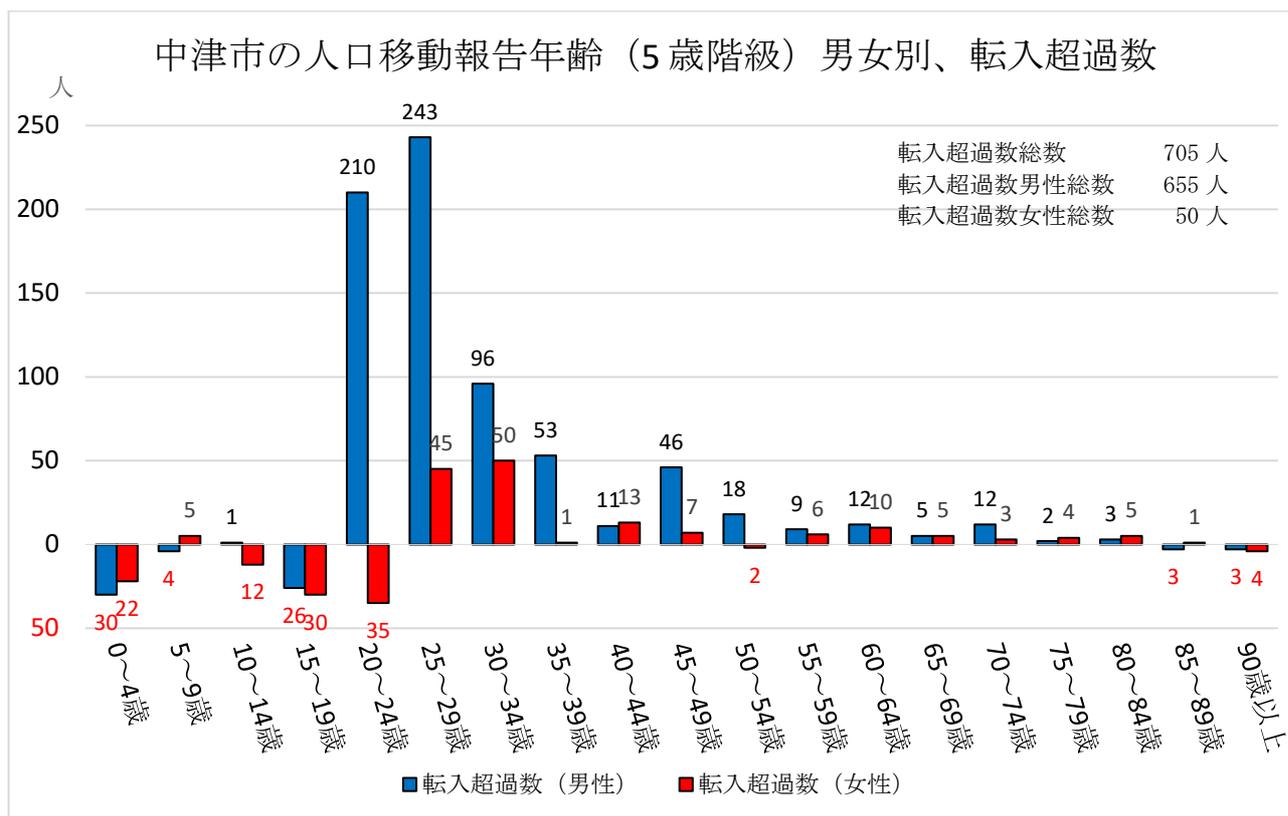
（※2）10ページ「経営上の課題」より



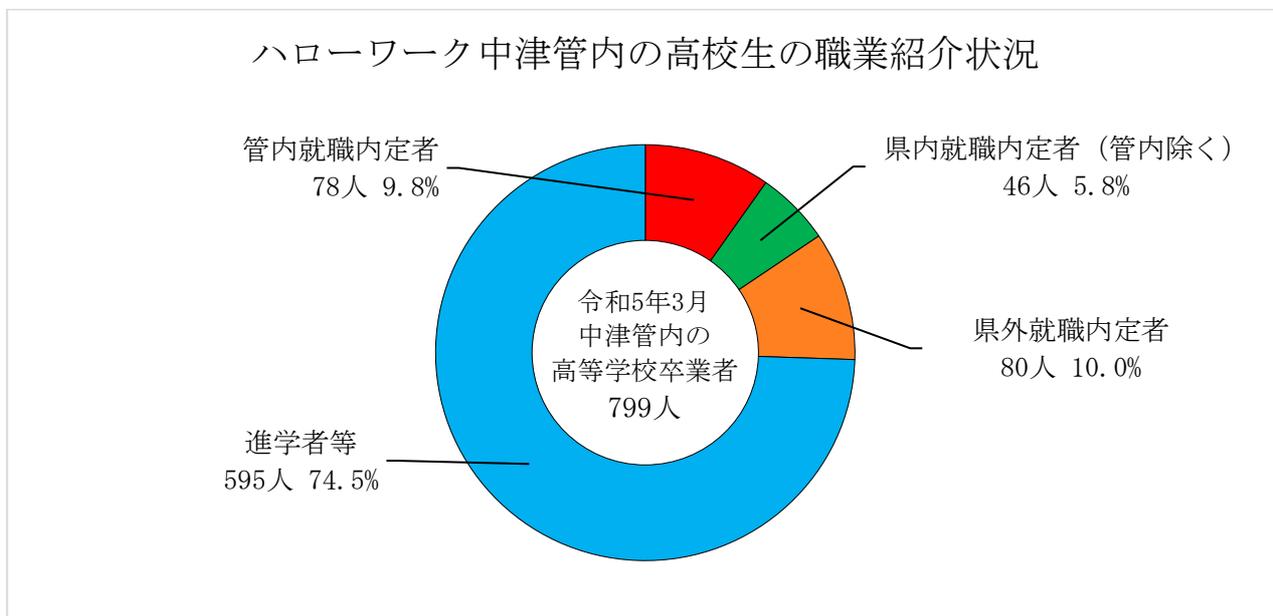
（資料）総務省「人口基本台帳人口移動報告」2022（令和4）年



(資料) 総務省「人口基本台帳人口移動報告」2022（令和4）年



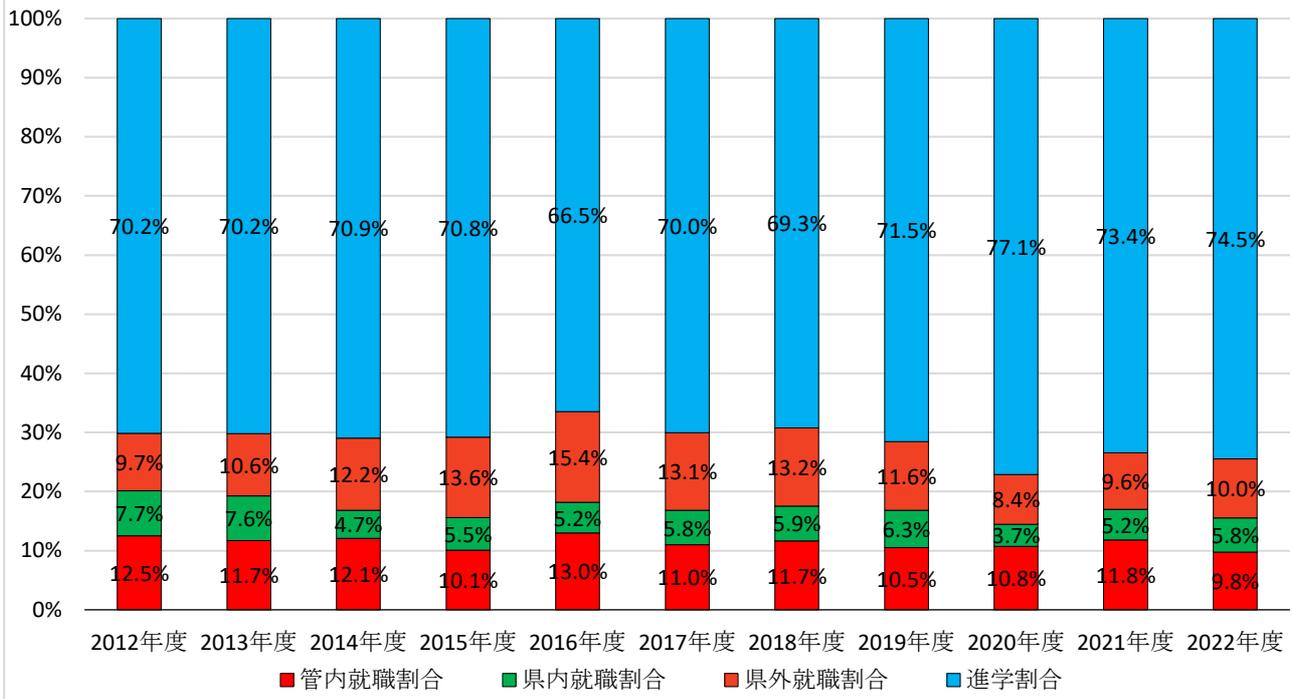
(資料) 総務省「人口基本台帳人口移動報告」2022（令和4）年



(資料) 中津公共職業安定所「2023（令和5）年3月高等学校卒業者の職業紹介状況」

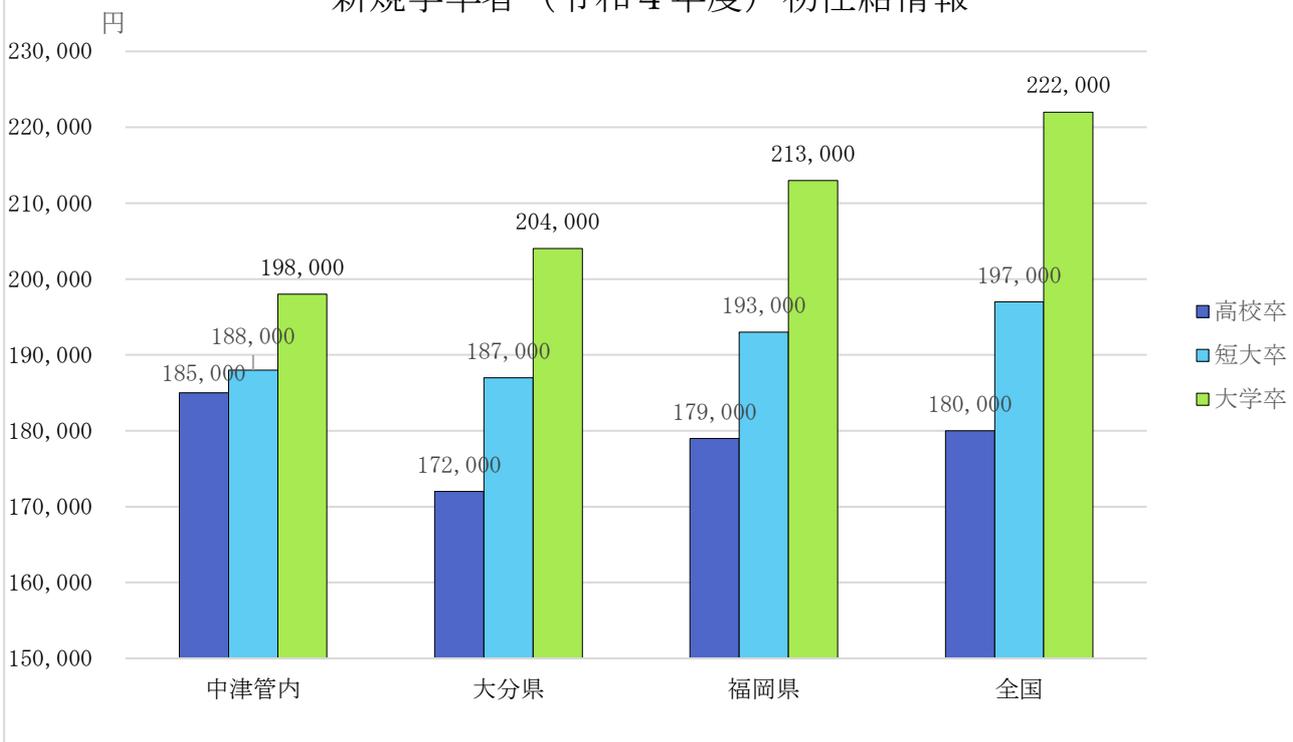
※進学者等（未内定者数含む）＝中津管内の高等学校卒業者－就職内定者（管内・県内・県外）

ハローワーク中津管内の高校生の職業紹介状況



(資料) 中津公共職業安定所「各年度3月末高等学校卒業予定者の職業紹介状況」より

新規学卒者（令和4年度）初任給情報

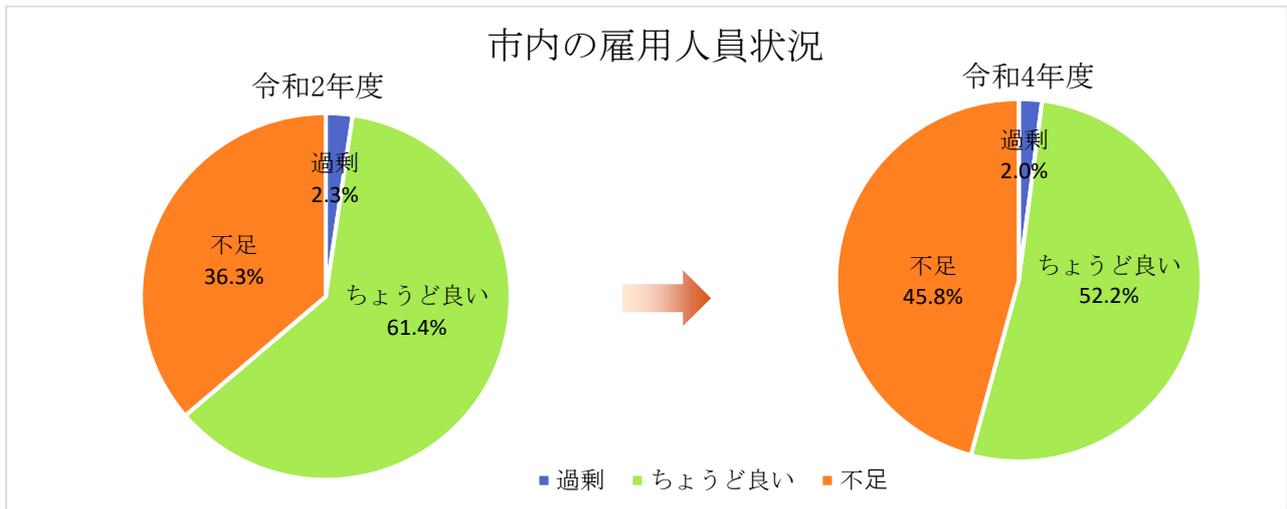


(資料) 中津公共職業安定所提供

※R4.3～4月（2か月間）の新規学卒者の雇用保険被保険者資格取得届データ参照

【参考】この初任給情報は、令和4年3月から4月までの2ヶ月間に労働市場センター業務室に報告のあった雇用保険被保険者資格取得データのうち、被保険者となった年月日が令和4年3月1日～4月30日の間、被保険者となったことの原因が「新規学校卒業者」であり、雇用形態が「その他」のものを抽出し、さらに4月1日現在の年齢が18歳の者を高等学校卒、20歳の者を短期学校（高等専門学校を含む）卒、22歳の者を大学卒とし、この年齢に該当する者を対象としている。

市内の雇用人員状況



(資料) 中津市：「中津市企業アンケート」2020（令和2）年度実施

「中津市企業アンケート」2022（令和4）年度実施

第2章 基本施策（基本方針の具現化に向けた主要な取組・事業）

1. 計画の基本方針と施策

前章までの現状・課題を受けて、本計画では、6つの基本方針を柱に、26の施策に取り組むことで中小企業の振興を促進します。

1 経営基盤の強化

- ・1-1 経営に関する相談及び指導の充実
- ・1-2 円滑な資金調達の支援
- ・1-3 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- ・1-4 情報通信技術の活用支援
- ・1-5 円滑な事業承継の支援
- ・1-6 個別企業に対する支援体制の強化

2 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること

- ・2-1 産業集積の促進
- ・2-2 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- ・2-3 地域資源を活用したツーリズムの振興
- ・2-4 農商工連携の促進
- ・2-5 海外における事業展開の支援及び情報提供
- ・2-6 知的財産の適切な活用の促進

3 創業を促進すること

- ・3-1 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- ・3-2 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

4 人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進すること

- ・4-1 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承の促進並びに後継者の育成の支援
- ・4-2 中小企業への就労促進
- ・4-3 キャリア教育の推進
- ・4-4 若年者、女性、高齢者、障がい者、生活困窮者及び外国人労働者が就労しやすい環境の整備
- ・4-5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- ・4-6 下請取引の適正化

5 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること

- ・5-1 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- ・5-2 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- ・5-3 地域商店活用の促進
- ・5-4 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

6 小規模事業者の事業の持続的な発展を図ること

- ・6-1 小規模事業者の生産性向上の支援
- ・6-2 小規模事業者の円滑な事業承継及び人材確保の支援

2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等

中小企業振興の柱となる6つの基本方針ごとに、計画期間中に重点的に取り組む施策と目標値を設定し、庁内関係部局及び関係機関との連携によって、それぞれの施策を実行することで、目標値の達成を目指します。なお、既に「総合戦略」にて設定されている目標値は、本計画との関連性を保つため、「現状値」「目標値」を同一とします。

基本方針1 経営基盤の強化

【方向性】

経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業の経営基盤の強化を進めます。

【取組内容】

1-1 経営に関する相談及び指導の充実

【商業・ブランド推進課 企業立地・雇用対策課】

- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談などにより、金融、財務、労務、社会保険、経営・技術の改善等、中小企業の経営全般にわたる支援を行います。
- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員による周辺地域の巡回指導等により、小規模企業の事業の持続的な発展に向けて、事業計画の重要性について理解促進を図るとともに、その策定を支援します。
- ・ 中小企業や小規模企業が経営に関する相談を気軽にできる窓口を設置し、中小企業診断士等の専門相談員が関係機関との連携を図りながら、継続した相談・指導にあたります。
- ・ 中小企業支援団体や金融機関と連携し、専門家の活用を図りながら、経営革新や経営力向上等を支援します。
- ・ 中小企業支援団体や中小企業関係団体、金融機関と情報を共有することにより、中小企業の相談支援体制の強化を図ります。

1-2 円滑な資金調達の支援

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 国や県が行う中小企業向けの低利融資制度の活用を推進します。
- ・ 日本政策金融公庫等が取り扱う融資の活用により、小規模企業の金利負担の軽減を図ります。
- ・ 新分野への参入や新たな事業展開等、経営基盤の強化に取り組む中小企業に対し、関係機関の支援制度など必要な情報を提供します。

1-3 販路開拓の支援及び取引のあっせん

【商業・ブランド推進課 農政課 林業水産課】

- ・ 県のアンテナショップ等を活用し、地場製品の販路開拓につなげます。

- ・ 県や関係団体などが開催するバイヤーと生産者をマッチングさせる商談会、物産展、展示会、セミナー等の情報を提供するなど、新たな販路開拓を支援します。

1-4 情報通信技術の活用支援

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 情報発信、情報セキュリティ対策等の研修会や、ホームページの開設やネットビジネスの展開等、中小企業のICT（情報通信技術）利活用を促進します。

1-5 円滑な事業承継の支援

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 円滑な事業承継の促進に向けて市内中小企業者の事業承継の実態把握に努めるとともに、公的な相談窓口等を活用し、事業承継を希望する中小企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援するとともに、中小企業支援団体や金融機関等との連携を図りながら、研修機会の提供や相談会による支援を行います。

1-6 個別企業に対する支援体制の強化

【商業・ブランド推進課 企業立地・雇用対策課】

- ・ 様々な経営課題にワンストップで対応できる相談窓口を設置し、個別の相談・指導を行うとともに、必要に応じてより専門性の高い支援機関や各種専門家を紹介するなど、中小企業支援団体と連携し伴走型支援体制を強化します。
- ・ 金融機関との連携により、金融と経営支援の一体となった取組みを進めます。
- ・ 地震、豪雨などの大規模災害等に備えるため、BCP（事業継続計画）の策定を県や中小企業支援団体等と連携を図りながら支援します。

基本方針2 経営の拡大及び新分野への進出の促進

【方向性】

産学官や農商工連携により新たな技術、商品、サービスの開発を進めるとともに、海外や新たな市場・業界への進出を支援することによって、中小企業の経営拡大につなげます。

【取組内容】

2-1 産業集積の促進

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 自動車関連産業をはじめとするものづくり産業の集積を進めます。
- ・ 本市における企業立地を促進するため、中津市企業立地促進条例に基づく必要な奨励措置を講ずることにより、新たな雇用機会の創出を図り、地域経済の浮揚及び市民生活の向上につなげます。
- ・ 大分県中小企業団体中央会を通じて、経営資源を相互に補完するための中小企業の連携・組織化を支援します。

2-2 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援

【商業・ブランド推進課 企業立地・雇用対策課】

- ・ 中小企業同士や誘致企業とのマッチングを行う異業種間交流支援や個別指導等により、

技術力の向上や新たな商品開発による取引拡大、新たな事業連携などを提供することで、中小企業の販売力の向上や新たな分野への進出につなげます。

- ・ 公的機関における技術相談、受託研究、設備機器利用等を通じて、中小企業の技術の高度化を支援します。

2-3 地域資源を活用したツーリズムの振興

【観光課 社会教育課】

- ・ 美しい自然景観や環境、歴史に培われた文化など、本市の魅力的な観光資源の活用と発掘を図り、福岡県に近いという交通の利便性を生かし、中津市観光振興計画に基づき、これらの地域特性を生かしたツーリズムの振興に取り組みます。

2-4 農商工連携の促進

【商業・ブランド推進課 企業立地・雇用対策課 農政課 林業水産課】

- ・ 県や関係機関と連携し、商品開発の支援や、農林漁業者と商工業者とのマッチング等により農商工連携や6次産業化の取組を推進します。

2-5 海外における事業展開の支援及び情報提供

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 関係機関によるセミナー等を通じて、海外展開への理解促進を図ります。

2-6 知的財産の適切な活用の促進

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 中小企業等の知的財産支援拠点と連携し、知的財産を積極的に活用する中小企業を支援します。

基本方針3 創業の促進

【方向性】

新たなビジネスモデルを持って市場に参入する创业者が増加していくことは、関連産業の活性化につながり、既存事業者の経営革新を促すうえでも大きな期待ができることから、新たな事業に果敢に挑戦できる環境づくりを進めます。

【取組内容】

3-1 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 創業セミナーや女性起業家支援事業、商工会議所や商工会による窓口相談等により、創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるように支援します。
- ・ 中津市創業支援等事業計画に基づき、商工会議所や商工会、金融機関等の創業支援機関との連携を密にし、創業希望者や創業後間もない方への情報提供や指導等、企業の成長段階に応じたきめ細かなサポートを強化していくことで、創業の実現と安定した経営を目指します。
- ・ 創業支援窓口を開設し、創業に関する相談・指導に応じます。

- ・ 創業支援機関等の行う、各種セミナーやワークショップを通じて、起業家とのネットワークづくりを支援することで、創業希望者の意欲を高めるとともに、高い成長意欲と新規性、優れた技術などを有する企業の創出、成長を支援します。

3-2 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 創業意欲を持つ人が、確実な経営ができるよう、中小企業支援団体や創業支援機関の相談員が創業時の事業計画策定を支援するとともに、創業後も事業が軌道に乗るように、継続的なフォローアップを行います。
- ・ 日本政策金融公庫が行う開業資金や女性若者・シニア起業支援資金等、既存の資金調達支援制度の利用を促進するなど金融機関との連携を図りながら、創業時に必要となる資金の円滑な調達を支援します。
- ・ 創業しやすい環境づくりのため、創業者の事業所開設等に要する経費の補助や開業資金融資と信用保証料の補助などにより創業時に必要となる資金調達を支援します。

基本方針4 人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進

【方向性】

人口減少時代を迎え、労働力人口の減少が進む中、本市経済の持続的発展のためには、優秀な人材の確保・育成を図り、市内で活躍してもらうことが重要です。このため、若年者^(※1)の成長の段階に応じた施策を展開していきます。また、若年者や女性、高齢者^(※2)、障がい者等、誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めます。

(※1) 本計画において、「若年者」とは、概ね40歳未満の者としします。

(※2) 本計画において、「高齢者」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律により定義される55歳以上の者としします。

【取組内容】

4-1 従業員の職業能力開発並びに後継者の育成支援

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 中小企業の従業員の技術・技能習得のための支援（資格取得補助制度など）や、関係機関によるセミナー等により、キャリアアップ・スキルアップにつながる機会を提供します。
- ・ 経営者が早期に後継者の育成に着手できるよう、学習や相談の場を提供するなど、関係機関と連携して円滑な事業承継を支援します。
- ・ 認定職業訓練校等の活動を支援（広報など）し、中小企業が積極的に人材育成に取り組める環境を整備します。
- ・ 中小企業支援団体と連携しながら、経営者及び従業員の知識、管理能力等の向上を図る研修を推進します。
- ・ 国や県、関係機関と連携し、技術・技能の習得やキャリアアップのための情報提供を行います。

4-2 中小企業への就労促進

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 若年者等の就職促進を図るための就職支援窓口「ジョブカフェおおいた中津サテライト」を設置するなど、県やハローワークと連携しながら総合的な就職支援サービスを提供します。
- ・ 特に人材不足といわれる保育・看護・介護分野の有資格者を中心に、「中津市人材バンク」による就職支援サービスを提供します。
- ・ 関係機関と連携し、学生と市内企業の雇用マッチングを行う市内での合同説明会の開催や、県外の大分県事務所やU・I・Jターン拠点施設などの利活用により、学生や生徒が職業選択しやすい環境を整備することでミスマッチ等の解消に努めるとともに、市内企業への就職を促します。
- ・ U・I・Jターンによる市内企業への就職を促進するため、市内求人企業等の情報提供（企業情報提供サイトなど）を行うとともに、学生や一般求職者、転職者等と市内企業とのマッチングの機会を提供します。

4-3 キャリア教育の推進 【学校教育課 生涯学習推進室 企業立地・雇用対策課】

- ・ 若年者の郷土愛を育むとともに職業観・勤労観を醸成し、生まれ育った地域に魅力を感じ地元企業への就職意欲を高めるため、中小企業や関係機関、小中学校や高等学校、大学等の教育機関との連携のもと、教育活動全体を通じて発達段階に応じ、地域の自然や歴史、文化、伝統等に触れるふるさと教育及び職場体験などを通じたキャリア教育を推進します。
- ・ 市内中小企業と学校関係者との就職に関する幅広い情報交換の場を設け、教職員に市内企業の魅力を紹介します。
- ・ 市内中小企業への就職を促進するため、児童や生徒の保護者に市内企業の魅力を紹介します。

4-4 若年者、女性、高齢者、障がい者、生活困窮者及び外国人労働者が就労しやすい環境の整備 【総合政策課 福祉政策課 福祉支援課 企業立地・雇用対策課】

- ・ 事業規模の小さな事業所での就業規則の作成や更新について積極的な声掛け等を行い、すべての人にとって働きやすい環境整備を促進します。
- ・ 中小企業支援団体や国、県と連携し、女性の人材育成や登用に向けた企業等の取組を促進します。
- ・ 高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業あるいは、シルバー人材センターなどによる軽易な業務に係る就業の機会を確保、援助し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。
- ・ 障がい者が地域で自立した生活を営むため、関係機関と協働で、企業開拓や相談支援体制の強化を行い、障がい者を対象とした就職面接会の開催など、障がい者雇用の促進を図ります。また、障がい者雇用率については、法定雇用率以上の雇用を目指し働きかけを行います。
- ・ 障がい者の社会参加や働く場の確保のための一つの方法として、農林業と福祉の連携（農福連携）による就労の支援を行います。
- ・ 生活困窮者の個々の状況に応じた就労の確保や職場への定着などを支援し、困窮状態

からの脱却と自立を促すため、中津市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、雇用促進を図ります。

- ・ 外国人材の受入れ・共生については、県や関係機関等と連携した取組を推進します。

4-5 ワーク・ライフ・バランスの促進及び勤労者福祉の充実の支援

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 中小企業の経営者や管理職等の意識改革を促すためのセミナーや啓発のための広報活動など、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援に取り組みます。
- ・ 労使間トラブルの未然防止や労働者の処遇改善のため、関係機関と連携し、労働法制の普及・啓発に努め、必要に応じて労働相談窓口へ繋ぐなど支援を行います。
- ・ 大分県北部勤労者福祉サービスセンターと連携し、中小企業の勤労者が余暇の充実や健康及び体力の維持・増進を図るための福利厚生制度の導入を促進します。

4-6 下請取引の適正化

【契約検査課 企業立地・雇用対策課】

- ・ 原材料価格等の高騰が立場の弱い下請事業者にしわ寄せされることの無いよう関係機関と連携し、関係法令の遵守徹底に取り組むとともに、必要に応じて元請け業者に対し指導を行います。

基本方針5 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出

【方向性】

市内中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く市民や企業に紹介するとともに、地域内資源の積極的な活用により、地域内循環の創出を図ります。

また、市民が自発的に地域商店を利用し、市内産品・製品を活用することで、地域社会を支える中小企業を応援し、中小企業の活性化を促します。

【取組内容】

5-1 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報提供

【商業・ブランド推進課 企業立地・雇用対策課】

- ・ 市内中小企業の商品、技術、サービス等を紹介する展示会やイベントの開催を支援することで、新たな取引の創出につなげるとともに、市内産品・製品の市民の活用を促します。
- ・ 異業種間の交流や中小企業の事業連携を促進し、取引の拡大を目指します。

5-2 市内の農林水産物、工業品その他地域資源の活用の促進

【商業・ブランド推進課 農政課 林業水産課】

- ・ 専門家のアドバイスや各種助成事業の活用により、農林水産物を活用した新たな商品づくりや販路開拓に積極的に取り組む中小企業を応援します。

- ・ 農林水産物や加工技術等の地域資源を活用した商品開発に対する各種支援を通じて、高付加価値商品の創出を目指します。
- ・ 地域資源を活用した商品やサービスの競争力を高めていくことにより、魅力ある地域ブランドへと進展させます。

5-3 地域商店活用の促進

【商業・ブランド推進課】

- ・ 商店主や地域住民のニーズ調査を行い、空き店舗や空き家等の遊休不動産（空き地含む）の利活用の促進（空き店舗補助金）、良好な商業空間の維持、協同催事の開催等の商店街振興に必要な事業を支援することで、商店街の魅力向上や賑わいづくりにつなげます。
- ・ 大規模店舗との共存による良好な商業空間の形成や、コミュニティ機能の強化に取り組みます。

5-4 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

【契約検査課】

- ・ 官公需発注では、透明性の向上と公正な競争を確保し、地元企業に配慮した入札によって中小企業の受注機会の拡大に努めます。

基本方針6 小規模事業者の事業の持続的な発展

【方向性】

生産性の向上、事業承継、人材の確保・育成等を支援し、小規模事業者の事業継続や発展につなげます。

【取組内容】

6-1 小規模事業者の生産性向上の支援

【商業・ブランド推進課 企業立地・雇用対策課】

- ・ 商工会議所や商工会が行う記帳指導や事業計画の策定支援など、経営改善普及事業を通して、小規模事業者の経営又は技術の改善発達を図り、生産性の向上を進めます。

6-2 小規模事業者の円滑な事業承継及び人材確保の支援

【企業立地・雇用対策課】

- ・ 円滑な事業承継の促進に向けて市内中小企業者の事業承継の実態把握に努めるとともに、公的な相談窓口等を活用し、事業承継を希望する中小企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援するとともに、中小企業支援団体や金融機関等との連携を図りながら、研修機会の提供や相談会による支援を行います。（1-5再掲）
- ・ 若年者等の就職促進を図るための就職支援窓口「ジョブカフェおおいだ中津サテライト」を設置するなど、県やハローワークと連携しながら総合的な就職支援サービスを提供します。（4-2再掲）
- ・ 特に人材不足といわれる保育・看護・介護分野の有資格者を中心に、「中津市人材バ

- ンク」による就職支援サービスを提供します。（4-2再掲）
- ・ 関係機関と連携し、学生と市内企業の雇用マッチングを行う市内での合同説明会の開催や、県外の大分県事務所やU I Jターン拠点施設などの利活用により、学生や生徒が職業選択しやすい環境を整備することでミスマッチ等の解消に努めるとともに、市内企業への就職を促します。（4-2再掲）
 - ・ U I Jターンによる市内企業への就職を促進するため、市内求人企業等の情報提供（企業情報提供サイトなど）を行うとともに、学生や一般求職者、転職者等と市内企業とのマッチングの機会を提供します。（4-2再掲）

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値（R4実績）	目標値（R8年度）	該当基本的施策
①商工会議所・商工会の年間相談・指導件数（うち窓口相談件数）	3,658件 （1,611件）	3,710件 （1,710件）	1-1,6-1
②中津市工業連合会の会員企業数	96社	100社	1-5,1-6,6-2
③既存誘致企業の増設及び新規立地件数	9件	6件	2-1
④企業誘致等による新規雇用者数	139人	142人	2-1
⑤年間観光入込客数	3,399千人	4,667千人	2-3
⑥農産加工の年間新商品開発数	17個	17個	1-2,1-3, 2-2,2-4
⑦商工会議所が発行する貿易関係証明発行件数	1件	3件	1-3,2-5
⑧中津市創業支援等事業計画に基づく年間創業者数	19件	20件	3-1,3-2
⑨市創業資金及び創業補助金の年間件数	6件	5件	1-1,1-2,1-6 3-1,3-2
⑩ジョブカフェおおいた中津サテライト登録者の市内企業への就職者数	25人 （全体84人）	35人 （全体120人）	4-2,4-4,6-2
⑪ハローワーク中津管内の高等学校卒業生で就職希望の生徒のうち、管内就職を希望する生徒の割合	38.2%	40%	4-4
⑫資格取得支援事業補助金の利用者数	個人 11人 法人2社 19人	個人 15人 法人 15人	4-1
⑬ハローワーク中津管内の育児休業給付金等の申請人数	249人	260人	4-5
⑭中津市シルバー人材センターの就業率	72.34%	80%	4-4
⑮若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率	1.76	1.89	4-5
⑯市外物産展等への年間出店事業者数	6社	6社	1-3,2-5
⑰製造業の年間製造品出荷額等	66,782,875 万円	66,782,875 万円	1-3,5-1,5-2,
⑱小売業年間商品販売額	91,857万円 （R3実績）	94,496万円	1-3,5-2,5-3
⑲中津市商店街連合会の会員店舗数	87店舗	90店舗	5-3
⑳市助成による商店街の年間出店者数	2件	2件	5-3
㉑市内で受注可能な建設工事の市内業者発注件数割合	100%	100%	4-6,5-1,5-2,5-4
㉒市内で受注可能な市の物品の市内業者発注件数割合	100%	100%	5-1,5-2,5-3,5-4
㉓合同就職説明会等の年間参加者数	270人	280人	4-2,4-3,4-4
㉔人材バンクや就職説明会等の就職者数	16人	20人	4-2,4-3,4-4
㉕障がい者の法定雇用率達成企業割合	67.2%	70%	4-4

第3章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

市は、本計画に基づく施策等を推進するため、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、中小企業支援団体、金融機関などの関係機関と中小企業が相互に連携した取組を進めます。

2. 関係団体の役割

①中小企業の自助努力

中小企業振興の着実な推進には、中小企業の自主的な努力と積極的な取組が必要です。自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成、雇用の促進、福利厚生の上昇に努めていくとともに、事業協同組合等を組織化し、相互の連携及び協力を図ることが求められています。

また、まちづくりの担い手として、中小企業が地域のイベントや防災活動などに積極的に参加し、地域社会や市民生活の向上への貢献を果たさなければなりません。

②中津市の責務

市は、本計画に位置付けられた施策を着実に実施するため、必要な予算措置に努め、中小企業支援団体のほか、中小企業関係団体、金融機関、大企業、大規模小売店舗、学校、大学、市民、他の行政機関等と連携・協力し、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策の推進にあたっては、必要な情報の収集と提供を行います。

③中小企業支援団体の責務及び関係団体の役割

商工会議所や商工会をはじめとした中小企業支援団体は、事業者の実態を的確に把握し、事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善や創業支援などを行う役割を担います。中小企業振興のための支援策の立案・実施や、事業活動を通じて、地域社会への貢献を行います。

中小企業関係団体は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫による取組に、積極的に協力し支援を行うよう努めます。また、必要と認めるときは、市その他の関係機関と相互に連携、協力を図り中小企業の振興に関する施策及び事業に協力します。

④金融機関の役割

金融機関は、円滑な資金供給や、経営革新・改善へ協力するとともに、積極的な創業支援に努めます。

⑤大企業の役割

大企業は、自らの事業活動において中小企業の果たす役割の重要性と、自らが地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、中小企業振興に関する施策に協力し、中小

企業との連携及び協力を努めます。

⑥大規模小売店舗の役割

大規模小売店舗は、中小企業の事業共同化のための組織や中小企業支援団体へ加入するよう努めるとともに、地域社会を構成する一員として、まちづくり活動に参加・協力することで、地域の発展と活性化に寄与します。

⑦学校等及び大学の役割

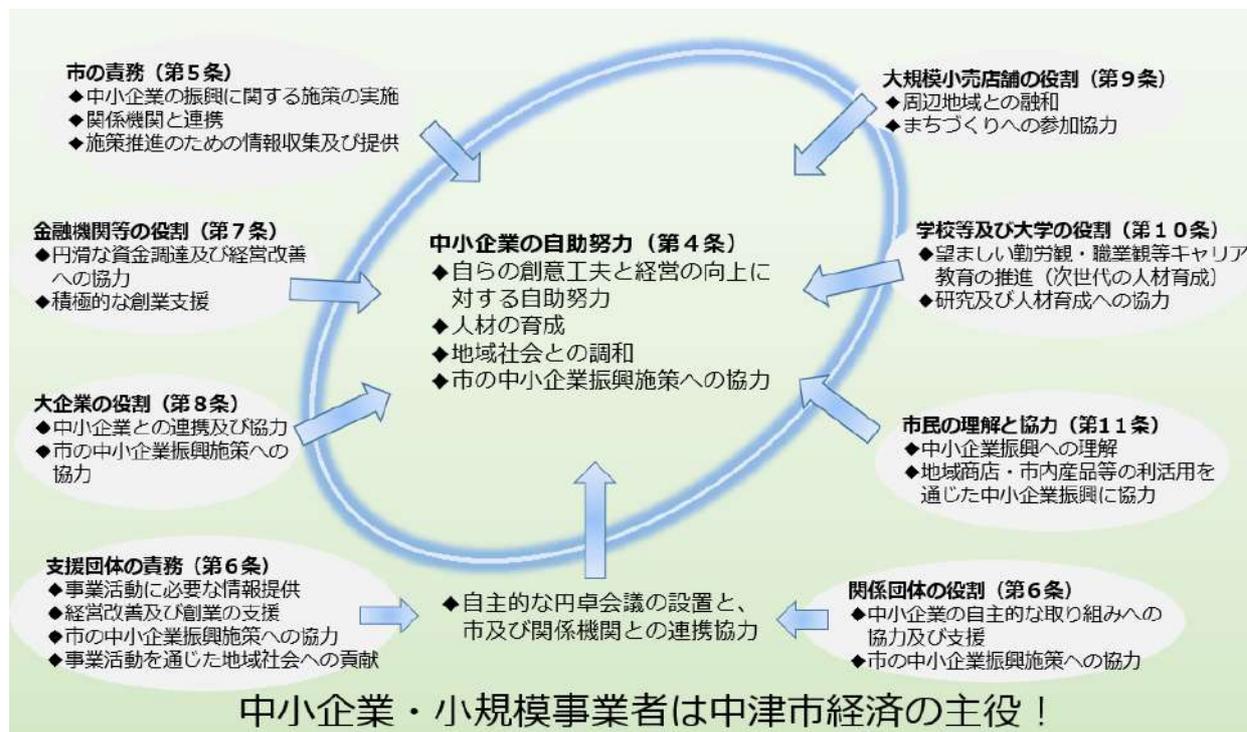
地域の小・中学校、高等学校、職業能力開発大学校等は、社会見学や職場体験等の実践により、キャリア教育（次世代を担う若者たちが望ましい勤労観や職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的とする教育をいう）を推進し、次世代を担う人材育成に努めます。

大学は、専門的な技術や能力を備えた人材育成を行うとともに、中小企業との連携により産業技術の開発と技術力の向上に努めます。

⑧市民の理解と協力

市民は、本市の経済の発展や雇用の創出、生活の向上に中小企業が果たしている役割を理解し、地域商店の利用や市内産品・製品の活用等を通じて、中小企業振興への協力を努めます。

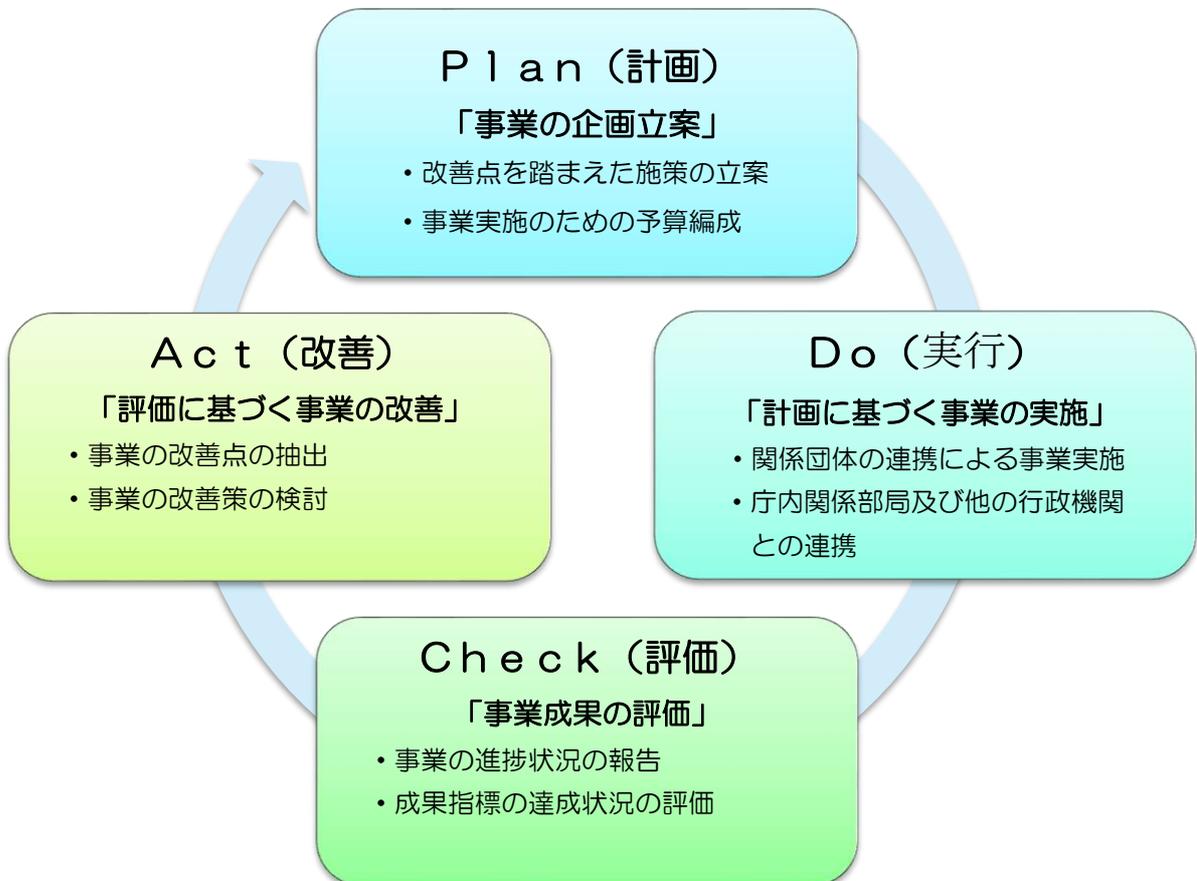
関係者の責務と役割



3. PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証

条例に位置付けられた「意見の聴取」として、実態把握のための調査を行うとともに、必要に応じて中小企業や中小企業支援団体等と連携し、計画の進捗状況の確認と検証を行い、必要な見直しを図ります。

【PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証】



4. SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年 (2016年) から令和12 (2030年) までの国際目標です。

SDGsでは「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す考えは、「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持つ」、「中小企業を皆で支える」を前文に謳う中津市中小企業振興の考えと一致するものです。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。

計画の基本的な目標とSDGsとの関係

計画が掲げる6つの基本方針と、SDGs17のゴールとの関係は以下のとおりです。

基本方針	17のゴールとの関係	
経営基盤の強化	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>関係機関による相談・指導体制を充実させることで、中小企業の経営基盤の強化を図ります。 事業に必要な資金の円滑な調達を支援し、中小企業の振興を図ります。</p>
	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>中小企業の経営基盤が安定することにより、市内企業への市内高校卒業生をはじめ、大卒者、Uターン者の就業が促進され、雇用の場の確保につながります。</p>
経営の拡大及び新分野への進出の促進	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>分野を超えた連携により新たな技術や商品などの開発を進めるとともに、新たな市場や業界への進出を図ることで、中小企業の経営発展につながります。</p>
	 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>支援団体等の取組みにより異業種間の交流・情報交換を図り、企業の製品・技術・サービスを向上させ中小企業の経営拡大につながります。</p>
創業の促進	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>創業・新規事業構築セミナーや女性起業家支援事業の開催により、創業希望者が必要とする能力開発や教育訓練の機会が提供され、事業にチャレンジする環境づくりが構築されています。</p>
	 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<p>女性起業家支援事業により、女性の創業希望者や既に創業した経営者間のネットワークの構築と新しいビジネスを創造するための支援を行い、支援者の育成に関しての情報提供や指導等が図られることで、次世代のロールモデル創出につながっていきます。</p>

基本方針	17のゴールとの関係	
人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	年齢や性別、障がいの有無などに関わらず全ての労働者が安心して健康的に働ける職場環境を整備することで、中小企業の人材確保を図ります。
	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	市内企業における働き方改革を促進し、柔軟な働き方の実現に取り組むことは、労働人材が確保され、持続可能な経済成長につながります。
	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	性別に関係なく誰もが働きやすい職場環境の整備と、女性の人材育成や登用を推進することで、女性が活躍しやすい職場づくりを進めます。
	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	小・中・高校生を対象にキャリア教育を推進することで、職業観・勤労観の醸成が図られるとともに、今後において中津を担っていく地域人材の育成が確保されます。
中小企業の活用による地域内の経済循環の創出	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	地域の資源や製品の価値を高め、魅力ある地域ブランドをつくりだすことで、地域経済の発展を図るとともに、中小企業の活性化にもつながります。
	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	地域の資源や製品の価値を市民全体が認識し、盛り上げることで、地域機能が維持され、誰もが安心して生活できる社会につながります。
小規模事業者の事業の持続的な発展	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	関係機関による相談・指導体制を充実させることで、小規模事業者の生産性を向上し、経営基盤の強化を図ります。
	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	小規模事業者の経営基盤が発展することは、多様な業種における雇用機会の確保が図られ、市内高校卒業生をはじめ、大卒者、Uターン者の就業促進につながります。

中津市中小企業振興基本条例

令和元年12月24日中津市条例第34号

(前文)

中津市は、かつて黒田官兵衛の中津城造営により産声を上げた城下町であり、商都として栄えた。その後、明治、大正期には繊維工業のまちとして発展したが、高度成長期に入る昭和30年代から繊維工業が衰退し、その後は素材型から加工組立型へと産業構造が転換し、窯業、自動車関連企業、I C関連企業の集積が進むとともに、サービス業等も拡大してきた。そして、平成16年に自動車メーカーが操業を開始して以降、さらに自動車関連企業をはじめ多くの企業の進出や増設が続いている。

市内の中小企業は、石油ショックや世界金融危機が起きた戦後復興期から現代にかけての激動の時代を、的確な判断力と不屈の精神で乗り越え、事業活動を通じて市の経済を支えてきた。

事業所数で市内の9割以上を占める中小企業は、産業振興や雇用確保のみならず、消費機会の提供や税収の増加をもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出すなど、魅力と活力あるまちづくりの担い手として、なくてはならない存在となっている。

しかしながら、中小企業の大半は従業員20人以下の小規模事業者であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えている。さらには、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢社会の進行による人口減少及び労働力の低下、雇用のミスマッチによる離職、高度な技術力の不足、後継者の不足等により、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした状況の中、市の経済が今後とも成長発展していくためには、中小企業自らが積極的に事業活動を展開していくことが重要となるとともに、市、市民及び中小企業支援団体その他の関係機関は、中小企業が地域の雇用、経済、市民生活や地域社会を支える必要不可欠な存在であることを理解し、一体となって中小企業の活力の向上と小規模事業者の持続的な発展に協力していく必要がある。

このような認識に立ち、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」中津市を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市等の責務、施策の基本となる方針等を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 次の各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ アに規定する中小企業者の事業の共同化のための組織
- (2) 小規模事業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体をいう。
- (4) 中小企業関係団体 中小企業の振興を目的とする団体をいう。

- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。
- (6) 大企業 第1号に規定する中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)のうち、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校で、市内に存するものをいう。
- (8) 大学 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校で、県内に存するものをいう。
- (9) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されること。
- (2) 自然環境、地域産品、人材、技術、産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して地域内経済の循環の促進が図られること。
- (3) 事業の持続的な発展に向け、特に小規模事業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進すること。
- (4) 市、中小企業支援団体、中小企業関係団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校等及び大学が中小企業とともに相互に連携して推進すること。

(中小企業の自助努力)

第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めるものとする。

- 2 中小企業（第2条第1号アに該当する中小企業に限る。）は、事業の共同化を図るとともに、組合等を組織し加入する等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 4 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、県、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務及び関係団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

- 2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が本市経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。
- 3 中小企業関係団体は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫による取り組みについて、それぞれの立場から積極的協力及び支援を行うよう努めるものとする。
- 4 中小企業関係団体は、市その他の関係機関が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

5 中小企業支援団体及び中小企業関係団体は、必要と認めるときは、自主的に中小企業振興円卓会議を設置し、中小企業の振興のため、市その他の関係機関と相互に連携し、協力を図るものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力をすすめるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の役割)

第9条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業(第2条第1号イに該当する中小企業に限る。)及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力する等、地域の発展及び活性化に努めるものとする。

(学校等及び大学の役割)

第10条 学校等は、中小企業、中小企業支援団体、中小企業関係団体等と積極的に連携し、総合的な学習の時間等を利用して社会見学、職場体験活動等の実践により、キャリア教育(次世代を担う若者たちが望ましい勤労観や職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的とする教育をいう。以下同じ。)を推進し、地域の次世代を担う人材の育成等に協力するよう努めるものとする。

2 大学は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品及び製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

(基本方針)

第12条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、県等と連携して必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化を図ること
- (2) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること
- (3) 創業を促進すること
- (4) 人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進すること
- (5) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること
- (6) 小規模事業者の事業の持続的な発展を図ること

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の強化)

第13条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第14条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出

を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農工商連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

(創業の促進)

第15条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援(人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進)

第16条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承の促進並びに後継者の育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 若年者、女性、高齢者、障害者及び外国人労働者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第17条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 地域商店活用の促進
- (4) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大(小規模事業者の事業の持続的な発展)

第18条 市は、特に小規模事業者の事業の持続的な発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 小規模事業者の生産性向上の支援
- (2) 小規模事業者の円滑な事業承継及び人材確保の支援

第3章 施策を推進するための措置

(意見の聴取)

第19条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

第20条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 市は、前項の計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

3 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第21条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中津市産業振興会議 名簿

氏名	所属	役職	備考
長野 健一	中津商工会議所	事務局長	
直田 孝	中津市しもげ商工会	事務局長	
児島 靖正	中津市工業連合会	理事	
井堀 仁智	中津民主商工会	会長	
永岡 香奈子	中津民主商工会	事務局	
鎧坂 守和	大分県中小企業家同友会	中津支部支部長 中津支部 幹事	令和4年度 令和5年度
原田 敬史	大分県中小企業家同友会	理事 中津支部支部長	令和4年度 令和5年度
植田 清仁	大分県中小企業家同友会	事務局	
栗山 昌也	中津市商工・雇用政策課	課長	令和4年度
磯邊 裕樹	中津市商工・雇用政策課	主幹（総括）	令和4年度
柳 友彦	中津市産業経済部	部長	令和5年度
北山 慎一	中津市企業立地・雇用対策課	課長	令和5年度
瀬戸 知恵	中津市企業立地・雇用対策課	主幹（総括）	令和5年度



中津市 産業經濟部
